

目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、
該当ページまで移動します。

出席議員	4
第 1 会議録署名議員の指名	9
第 2 一般質問	
土 村 秀 俊 議員	9
1 交差点などの危険個所の点検改善について	
2 危険ブロック塀等の安全対策の推進について	
3 住宅リフォーム助成制度の創設について	
及 川 智 善 議員	26
1 「選択」と「集中」の目指すべき事業について	
2 公共建築物の管理・諸課題について	
鈴 木 晴 子 議員	46
1 安全で安心して暮らせるまちづくりについて	
2 児童虐待防止への取り組みについて	
3 文化複合施設第2期計画について	
第 3 報告第 1号 継続費繰越計算書について	67
第 4 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について	68
第 5 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について	68

第 6	報告第 4号	水道事業会計継続費繰越計算書について	6 8
第 7	承認第 1号	専決処分の承認を求めることについて	6 8
第 8	議案第 25号	利府町町税条例等の一部を改正する条例	7 0
第 9	議案第 26号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う 関係条例の整備等に関する条例	7 0
第 10	議案第 27号	議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例及び利府町議会の政務活動費の交付に関する条例 の一部を改正する条例	7 3
第 11	議案第 28号	利府町介護保険条例の一部を改正する条例	7 4
第 12	議案第 29号	利府町心身障害者医療費の助成に関する 条例の一部を改正する条例	7 4
第 13	議案第 30号	利府町家庭的保育事業等の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	7 5
第 14	議案第 31号	利府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例	7 6
第 15	議案第 32号	利府町課室設置条例の一部を改正する条例	7 6
第 16	議案第 33号	利府町地区計画区域内における建築物の制限に 関する条例の一部を改正する条例	7 7
第 17	議案第 34号	令和元年度利府町一般会計補正予算	7 7
第 18	議案第 35号	令和元年度利府町介護保険特別会計補正予算	9 0
第 19	議案第 36号	令和元年度利府町下水道特別会計補正予算	9 0
第 20	議案第 37号	令和元年度利府町水道事業会計補正予算	9 1
第 21	議案第 38号	工事請負契約の締結について	9 1
第 22	議案第 39号	工事請負契約の締結について	9 2
第 23	議案第 40号	工事請負変更契約の締結について	9 2
第 24	議案第 41号	町道の路線変更について	9 4
第 25	議案第 42号	副町長の選任について	9 5
第 26	発委第 1号	利府町議会の議決すべき事件に関する条例	9 6
第 27	総務財務・産業建設・教育民生常任委員会の所管事務調査報告の件		9 8

第28 議員の派遣について	104
第29 委員会の閉会中の継続調査の件	105

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和元年6月利府町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（18名）

1番	伊藤 司 君	2番	鈴木 晴子 君
3番	西澤 文久 君	4番	後藤 哲 君
5番	小渕 洋一郎 君	6番	安田 知己 君
7番	木村 範雄 君	8番	土村 秀俊 君
9番	吉岡 伸二郎 君	10番	高久 時男 君
11番	鈴木 忠美 君	12番	伊勢 英昭 君
13番	永野 涉 君	14番	遠藤 紀子 君
15番	渡辺 幹雄 君	16番	郷右近 隆夫 君
17番	及川 智善 君	18番	櫻井 正人 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	熊谷 大 君
副 町 長	伊藤 三男 君
総務課長兼 オリンピック推進室長	折笠 浩幸 君
総務課総務管理班長 兼 人事法令班長	嶋 正美 君
政策課長	櫻井 昭彦 君
政策課政策班長	鎌田 功紀 君
政策課地域協働班長	郷右近 啓一 君
財務課長	高橋 三喜夫 君
財務課財政経営班長	後藤 仁 君
財務課管財契約班長	鈴木 喜宏 君
税務課長	阿部 智子 君
税務課町民税班長	太田 健二 君

令和元年6月定例会会議録（6月14日金曜日分）

税務課固定資産税班長	大谷浩貴君
町民課長	伊藤智君
町民課保険年金班長	折笠ゆき江君
生活安全課長	櫻井浩明君
生活安全課 防災安全班長	郷家洋悦君
保健福祉課長	伊藤文子君
保健福祉課 健康づくり班長	櫻井明子君
保健福祉課 福祉班長	小畑香代君
保健福祉課 長寿介護班長	堀越伸二君
子ども支援課長	菅井百合子君
子ども支援課 子ども未来班長	谷津匡昭君
子ども支援課 子ども支援班長	鈴木久仁子君
都市整備課長	菅野勇君
都市整備課 都市整備班長	近江信治君
都市整備課 施設管理班長	名取仁志君
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	阿部義弘君
産業振興課 商工観光班長	千田耕也君
産業振興課 農林水産班長	川口優君
上下水道課長	鈴木啓義君
上下水道課 工務班長	大場雄文君

令和元年6月定例会会議録（6月14日金曜日分）

上下水道課 経営班長 収納対策室長	佐藤浩幸 君 鈴木真由美 君
収納対策室 収納整理班長 文化複合施設推進室長	福島俊 君 庄子敦 君
文化複合施設推進室 文化複合施設推進班長 会計管理者兼会計室長	上野昭博 君 小幡純一 君
教 育 長 教 育 次 長 教育総務課長	本明陽一 君 宮本利浩 君 庄司幾子 君
教育総務課 総務給食班長	佐々木辰己 君
教育総務課 学校教育班長 生涯学習課長	鈴木義光 君 高橋徳光 君
生涯学習課生涯学習振興班長 兼生涯学習センター所長 兼郷土資料館長	佐藤浩 君
生涯学習課 スポーツ振興班長兼館長 代表監査委員	古澤晃一 君 宮城正義 君
監査委員事務局長 兼選挙管理委員会事務局長	庄司英夫 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	鈴木則昭 君
主 幹	土屋俊介 君
主 任 主 査	利 玲子 君
主 事	佐藤愛香 君

議 事 日 程 （第3日）

令和元年6月14日（金曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 報告第 1号 継続費繰越計算書について
- 第 4 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 5 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 6 報告第 4号 水道事業会計継続費繰越計算書について
- 第 7 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 8 議案第25号 利府町町税条例等の一部を改正する条例
- 第 9 議案第26号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例
- 第10 議案第27号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び利府町議会の政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第28号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第29号 利府町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第30号 利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第31号 利府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 第15 議案第32号 利府町課室設置条例の一部を改正する条例
 - 第16 議案第33号 利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 - 第17 議案第34号 令和元年度利府町一般会計補正予算
 - 第18 議案第35号 令和元年度利府町介護保険特別会計補正予算
 - 第19 議案第36号 令和元年度利府町下水道特別会計補正予算
 - 第20 議案第37号 令和元年度利府町水道事業会計補正予算
 - 第21 議案第38号 工事請負契約の締結について
 - 第22 議案第39号 工事請負契約の締結について
 - 第23 議案第40号 工事請負変更契約の締結について
 - 第24 議案第41号 町道の路線変更について
 - 第25 議案第42号 副町長の選任について
 - 第26 発委第1号 利府町議会の議決すべき事件に関する条例
 - 第27 総務財務・産業建設・教育民生常任委員会の所管事務調査報告の件
 - 第28 議員の派遣について
 - 第29 委員会の閉会中の継続調査の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 開 議

○議長（櫻井正人君） 皆様、おはようございます。

ただいまから令和元年6月利府町議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井正人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、5番 小淵洋一郎君、6番 安田知己君を指名します。

本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は、上着を脱ぐことを許可いたします。

日程第2 一般質問

○議長（櫻井正人君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

8番 土村秀俊君の一般質問の発言を許します。土村秀俊君。

〔8番 土村秀俊君 登壇〕

○8番（土村秀俊君） 8番、共産党議員団の土村でございます。

今回の質問事項は3点でございます。よろしく申し上げます。

まず、質問事項の第1、交差点などの危険箇所の点検改善についてであります。

滋賀県で、歩道にいた保育園児が交差点の事故車に巻き込まれ、2人の園児が死亡する事故が起きました。そのほかにも、歩道通学中の児童に車が暴走するなど、歩行者に落ち度のない事故が相次いでおります。

園児が犠牲になった滋賀県大津市では、自治体などが通学路や園外保育ルート of 把握や点検を実施してルートの変更や危険箇所の交差点には鉄製の防護柵を設置するなどの安全対策を始めております。

利府町では、保育施設などの新設で、園児も増加し、道路整備や商業施設開設などで交通量も増加しております。それらを踏まえ、町として滋賀で起きた事故なども想定に含め、園児や

児童の安全対策を検討する必要があると思います。町として、園児、児童が理不尽な交通事故に巻き込まれないため、どのような安全対策を実施していく考えなのか伺います。

質問事項の2です。危険ブロック塀等の安全対策の推進についてであります。

今年度から危険ブロック塀除去への町の助成が増額されましたが、町内6小学校区のスクールゾーンには依然として危険ブロック塀が存在しています。地震や老朽化による倒壊の危険から児童を守るために町として早急な安全対策の推進に取り組む必要があります。

町は、危険ブロック塀除却の取り組みについて、今後どのように展開をしていく考えなのか伺います。

質問事項の3です。住宅リフォーム助成制度の創設についてでございます。

リフォーム助成について、今まで何度か私取り上げてきておりますけれども、この助成制度については、地域経済活性化や地元企業の経営支援、仕事の確保ですね、それから町民の暮らしの応援などの点で、さまざまな波及効果を生み出す施策と考えます。

施策内容に違いはありますが、全国では約600の自治体、県内でも大郷町、岩沼市を初め、数自治体がこの助成制度を実施しております。利府町としても、先進地の事業内容や実績、これを検証して、この制度の導入をまず検討すべきではないかと思っておりますけれども、町の考えを伺います。以上です。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、交差点などの危険箇所の点検改善について、2、危険ブロック塀等の安全対策の推進について、3、住宅リフォーム助成制度の創設について、いずれも町長。

○町長（熊谷 大君） おはようございます。

8番 土村秀俊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の交差点などの危険箇所の点検改善についてでございますが、園児や児童が巻き込まれ、そのとうとい命が失われる交通事故が相次いで発生しており、残念でなりません。

町では、警察署や交通安全関係団体と連携し、先日の春の交通安全町民総ぐるみ運動においては、交通安全指導員や学校による通学時の街頭指導、「リフレッシュ作戦」と題した運転者への交通安全啓発、小学校での交通安全教室や高齢運転者を対象とした講習会の開催を実施し、交通事故の抑止に努めているところでありますが、一連の交通死亡事故を受け、各小中学校や保育施設等に対しては、通学路等における事故防止のため、再点検等の実施及び児童や園児に

対する交通安全の指導や啓発について指示しているところであります。

各学校からの調査結果報告では、事故防止のため特に注意が必要と考える箇所として、数カ所の道路や交差点が報告されております。この危険箇所については、全ての児童生徒に対し、各学校で注意喚起を行うとともに、改めて交通安全指導を行っているところであり、またスクールガードリーダーによる重点的な見守りも行っているところです。

園児や児童に落ち度のない理不尽な交通事故に巻き込まれないよう、今後とも警察署や交通安全関係団体と連携し、運転者に対する啓発活動、通学路での街頭指導、交通安全教室の開催等を通じ、子供たちの安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、防護柵などの安全施設整備につきましては、調査結果を踏まえ、通学路等安全対策推進会議において検証し、対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、新しく交差点を整備または改良する際には、宮城県公安委員会との調整が必要となりますが、車両交通量の多い道路において歩行者の横断が多く見込まれる交差点などについては、防護柵等の安全施設設置の指導等のもと整備しているところであります。

次に、第2点目の危険ブロック塀等の安全対策の推進についてでございますが、ことしの3月定例会の一般質問において西澤文久議員に答弁しておりますように、本町では平成16年度から通学路等に面したブロック塀等の除去に対し、補助金を交付し、安全対策を促しているところであります。

しかし、昨年の6月18日に発生した大阪北部地震においてブロック塀の倒壊による児童のとうい命が奪われる痛ましい事故が発生していることから、小学校通学路であるスクールゾーン内のブロック塀等の安全点検について再確認を行っております。

調査の結果、対象となるブロック塀107カ所のうち、改善が必要と判断されたブロック塀33カ所について、所有者に対してその対策を推進するように宮城県仙台土木事務所から調査結果通知書をダイレクトメールで通知しており、そのうち1カ所が除去されております。残りの32カ所については、引き続き広報紙等でPRを行い、広報りふ6月号で補助制度を活用した安全対策を周知しております。

町としても、特に緊急に改善が必要と判断されたブロック塀に関しては、教育委員会に情報を提供するとともに、関係機関と協議し、所有者の承諾を得てブロック塀に危険表示添付等の設置を検討しているところであります。

次に、第3点目の住宅リフォーム助成制度の創設についてでございますが、本町の一般の木

造・非木造の住宅戸数は、合計で約1万300戸でございます。

住宅リフォーム制度を実施している県内の自治体の例を見ますと、居住環境の向上と空き家等の有効活用を図ることにより、移住・定住を促進することを狙いにし、空き家を購入または貸借する者が居住のために行う住宅のリフォームを助成の対象としているようでございます。

本町において住宅リフォーム助成制度の導入となりますと、町内の住宅戸数から見て財源の確保が課題となります。本町といたしましては、既に実施している木造住宅の耐震助成やブロック塀等の助成事業等を優先すべき事業と考えております。

また、個人の費用面での措置といたしましては、住宅の増改築に要する経費について所得税及び住民税の住宅取得借入控除等による税額控除する制度がありますので、御理解、お願いいたします。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） それでは、まず交差点の改善などについての答弁について再質問します。

まず、交差点などの危険箇所の安全対策について、通告の中でも書いてありましたけれども、滋賀県大津市とか、あと全国で立て続けに歩道を歩いていて事故に遭って亡くなるという想定外の事故が非常に最近ふえているわけですが、そういう想定外の事故に対する対策というのは、そう簡単ではないですね。道路全てに防護柵を置くとかガードレールを全部敷くというわけにももちろんいかないわけですから、まず差し当たって、町長の答弁にもありましたけれども、危険箇所の点検をしながら取り組んでいくということでしたけれども、町長は通学路の問題を取り上げましたけれども、今回事故に遭ったのは大津市の場合は保育園です。保育園の散歩のときに交差点で普通に待っていたら事故車が突っ込んでくるという、ちょっとやっぱり想定しない事故なんですけれども、そういう意味で、やっぱり小学校の通学路の安全点検も必要だと思いますが、保育所、保育園も利府町ではいろいろ児童施設がふえてきているわけですが、保育園児の、保育園児は通学はしませんから、通学は保護者が保育園に送ってくるわけですから、問題になるのは滋賀県で起きたように散歩コースです。散歩コースの点検をやっぱりする必要があるのではないかと。答弁では通学路というお話だったんですけれども、散歩コースの調査、把握ですね、危険箇所の把握ということをする必要があると思うんですけれども、その辺についてはどこがやるのかわからないけれども、どうなっているのか、どうしようとしているのか、伺います。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） 土村議員の再質問にお答えいたします。

保育施設等でのお散歩時の安全点検についてという御質問でございますが、各保育施設のほうでは、「お散歩マップ」というものを作成しております。その上で、各園のほうで、危険箇所、そういったものを事前に点検をしてお散歩するときに注意をしているという状況でございます。

さらに、今回の事故を受けまして、そのお散歩マップを再度点検をして安全確認というものもしておりますし、町のほうでも安全対策委員会というものを設置しておりますので、そこで、その会議の場で、さらに交通安全について十分各園で対策をしていただくようにということで、町のほうからも依頼をさせていただいているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） お散歩マップで一応お散歩コースの危険箇所を各保育所は把握をしていると。保育園とかね、しているということなんですけれども、今やろうとしているのは、やろうとしているというか滋賀県大津市で始まったのは、行政とそれからもちろん保育所と、あと警察の三者の協力で、全ての保育園のお散歩コースを全て町が、町というかここは市けれども、行政が、自治体が把握をしていくと。そして、どこが危険なのかということについて町が主導権を持って改善をしていくということに力を入れているみたいなんです。

それから、インターネットを見ると、大津市だけではなくて関西から遠い東北地方の各保育所、自治体でも、あと警察と協力しながらお散歩コースの把握を始めているんです。仙台市でも、ちょっとやり出したかなというふうに思っているんですけれども、だからそういう意味で、もう保育所任せにしておくわけにやっぱりいけないと思うんです。やっぱり町が主導権を持って、町の子供たちの命を守るという大きな責任があるわけですから、町が中心になって、その危険箇所を把握して、そして危ないところは、滋賀県大津市では散歩コースを変えたりしているということも取り上げられていますけれども、あと危険な箇所があればそこには防護柵を整備したりガードレールを整備するということが始まっているということなんですけれども、やっぱり利府町も県道沿いの歩道を保育所の子供たちが保育所の先生と一緒に歩いているというのをちょっと見たり、結構見たりしているわけで、交通量の多いところに沿って、公園もそういうところにありますので、そこに行くことも割と多い、危険箇所が多いと思うんですけれども、そういうことで、町がしっかり把握する必要があると思うんですけれども、やらないんですか。やろうと思いませんか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） 再質問にお答えいたします。

お散歩コースについては、これまでもガイドラインを作成しまして危険箇所、例えば先ほど御質問にあったように県道沿いの場合の危険箇所を確認をすとか、歩道のない場所を歩く場合の確認の方法とか、そういったものを町のほうといたしましても、これまでは統一したルールのもとに基づいてお示しをさせていただいて、それに基づいて各施設のほうでお散歩マップを作成し、あとはそれぞれの施設長が安全を確認しながら、当日お散歩する朝にきちっと事前に確認をしてお散歩をしているというのがこれまでの各園での取り組み状況でした。

今回の事故を受けまして、お散歩マップを再点検をして今いただいている状況です。もう既に各園ではそういったものをもう実施して、お散歩マップを新たに今作成している園等もございますので、今後、ただいま議員のほうからお話があったように、もう少し行政が関与すべきでないかというところのお話もございましたので、今町のほうで統一的にやっているものをさらに交通安全対策というところの観点から町としてどういったところが調整できるのかというのをこれからもう少し時間をかけて検討させていただければと思います。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） お散歩マップ、地図だけで見ても、実際現場に行かないと、どれだけ交通量があるのか、車が走っているのか、あるいは歩道と車道との境目にどういう縁石があるのかというのは、現場見ないとわかりませんよね。だから、保育所の先生たちは多分一緒に散歩しているわけですが、そういう意味で、危険箇所の把握、保育所だけじゃなくて町もぜひやるべきだということで、これから検討するというような課長のお話だけでも、これ早急に、ただ子ども支援課だけでできる問題でもないの、都市整備課とか、あと交通安全の担当の人たちと一緒に歩いて、ここに整備ができるのかできないかも含めて、どういうものを設置したらいいのかなどもアドバイスをしながらやらなくちゃいけないと思うので、課の連携で、保育所のお散歩コースの実際の把握というのをする必要はあるんじゃないかなというふうに思うんですけども、できませんか。手間暇かかる問題なんですけれどもね。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） 再質問にお答えします。

町内全体の交通安全施設への質問だと思いますけれども、これまでも警察署及び、塩釜警察署ですね、それから土木事務所であったり、目立ったものとなれば学校の交通安全対策として

協議会をつくって会議で皆さんで現場のほうも確認するという流れがございます。

あと、一定、そのほかの通学路以外のものにつきましても、警察署への町からの要望であったり、住民からの要望を受けてのまた土木事務所、また警察署もやっておりますので、決してそういった面では現場を確認していないということではございません。

ただ、今回の滋賀県のことを受けての再度のこととなれば、警察署でも5月に通知をいただいておりますので、今後動きがあると思いますけれども、そういった意味からしても、現場を再度確認しながらいくようなことになろうかと思っております。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） わかりました。

それから、じゃ別な質問にいきます。

数カ所の危険箇所が報告されているというのは、これは何ですか。各小学校の通学路の再点検とかを行ったのかもわかりませんが、そこで数カ所の危険箇所が報告されているということで、ここで数カ所の危険箇所については、その対応としてはまだどうするというところは答弁ではなくて、とにかく子供たちに注意喚起をすることだと、とりあえずは、それをやるということだったんですけれども、数カ所の危険箇所というのは、どういう危険箇所なんですか。この内容、これはどこが把握しているんですか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

今回の事故等を受けまして、学校のほうに再度点検といいますか危険箇所について調査をいたしました。その中で出てまいりましたのが、やはり交差点ですとか、それからあとは十字路等が多いです。例えば、さわおとクリニック前の交差点ですとか、それから二小のあの塚元古墳の前の交差点ですとか、ああいったところの点検箇所が上がってきております。小学校で12カ所、それから中学校で9カ所の合計21カ所が危険じゃないかと思われる箇所として上がってきております。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 主には今課長が説明したように交差点周辺が危険箇所だという指摘をされたわけですがけれども、その対策として、さっきも言いましたけれども、児童生徒に注意喚起をするんだということでしたけれども、それ以外にやっぱり防護柵が必要だとかガードレールの設置が必要だというふうには感じていないんですか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

先ほども生活安全課長のほうで申し上げましたが、町のほうといたしましては、通学路の交通安全プログラムに基づく合同巡視点検というものを夏休みごろに毎年実施をしております。それにはPTAの方、PTAの役員さんですとか教頭先生が中心になりますが、そういった方たち、それからあと教育委員会、都市整備課、生活安全課、それから土木の方ですとか警察の方も一緒になりましてバス1台で危険箇所と思われるところを点検しております。議員おっしゃるように、早急に全てすぐに直すわけにはいかないんですが、直せるところは直す。それからあとは、ここはどうしても子供たちに注意喚起が必要だと思われるところは、学校での指導を行っているような状況でございます。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 危険箇所の巡視行動というのは、これは通学路等安全対策推進会議でやっているんですか。というのは、前私も町Pで役員やっていたときに町内の危険箇所、子供たちに対する危険……、ただそれは通学路だけじゃなくて空き地とか、あと沼とか、いろいろ不審者が出るようなところ、そういうところも危険箇所として点検、町内全部見た記憶があるんですけども、もう通学路に限定して点検したという記憶は私がPTAの役員をやっていたときは1回もないんですけども、そういう点でいうと、この通学路安全対策会議でやっているのかもしれないんですけども、その巡視するときの時間ですよ。私が前やっていたときは土日だったんですね。だから、子供たちが通学する時間帯でもないし、通学する時間帯にどれだけ車が通っているのかもわかりませんよね。そういうやっぱり子供たちが本当に通学する朝晩にこの対策会議の委員の人たちが一緒になって点検する必要があるというふうに思うんですけども、その辺のやり方はどうやっているんですか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

プログラムに基づく点検につきましては、年1回ということで開催をしております。そのほかにスクールガードリーダーをお願いしております、子供たちの点検する時間帯に、例えば交通量ですとか、それからまた道路上で何かちょっと危険と思われる箇所ですとか、不審者対策ですとか、そういったことをお願いしております。また、その情報で、必要なものは学校にも流しまして先生方による点検等も行っていただいております。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） わかりました。先生たちは子供たちの通学時間に一緒に歩いたりしているから、一番身近な教員が立っているということ、これは大事な問題なので、そういう安全対策会議があったときにやっぱり教員の皆さんからしっかりと危険箇所を改修してほしいという声を出す必要があるというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それからあと、この部分の最後ですけれども、最後というか、答弁の中では新設された道路については、歩行者が多いところなどについては、防護柵とかそういうのをしっかりと今これは整備しているんだということで、利府中前の文化複合施設に沿っている道路のところを見してきました。しっかりとガードレールというか防護柵が整備されていました。

問題は、ああいう歩行者が多い、そして車が頻繁に通る県道とか町道とかというのは、県内でかなりふえてきていますよね。そういう点で、新設するところには県警と協力しながら整備していくということなんですけれども、今後はこういう危険な交差点というのは、町内、どことは言わないけれども、かなりいろいろありますよね。そういうところの整備については、ハード面の整備については、今後どういう形で進めていくのかについて。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えします。

やはり安全対策については、交通安全担当課とか教育委員会とかにあわせまして推進会議等で現地も点検しまして、やはり議員が言われるように、今までですと歩道には横断防止柵といって歩行者が無理に横断しないような防護柵でございます。最近では予想できない車が歩道に突っ込むということで、県警とか公安委員会のほうも、そういうふうな新設道路で、あえて人の出入りや結構交通量の多い箇所等については公安委員会から意見が出されまして、道路管理者として整備してほしいという意見に基づいてやっておりますので、今後もそちらについて、必要な箇所については、関係課と連携を図りながら、できるだけ対応するように努めていきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 今までの安全対策では、今課長言ったように、道路を無理やり横断しないようにガードレールとかを整備するということがあったんですけれども、大津とか滋賀県、それ以外にもいろいろあるんだけれども、車、歩道に突っ込むと、そういう想定外の事故に対応する施策がこれから進められるだろうというお話だったんですけれども、車は交差点で事故

があつて突っ込むということを想定すると、もう全ての交差点であり得る事故ですよ。だから、そういうことで、この対策についてはどうすればいいのかちょっと悩ましいところもあるんだけど、町としては努力しますということなんだけど、やっぱり何か特別な、優先的に非常に危険な交差点にはまずガードレールを、防護柵を整備するとか、そういう具体的な何か考えというかな、整備をするというような具体的なものについては何か考えてはいるんですか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えします。

なかなか難しい質問でございまして、やはり今現況とすると、新設する、新たに交差点なんかを設置する場合、今後高嶋交差点の改良等もありますが、そういうふうな場合はやはり公安委員会というか交通管理者のほうからの意見というふうなこともございます。それで、交差点全てかと言われるとなかなか難しく、今回特にやっておりますのが、多分現地ごらんになっていると思いますが、人が信号待ちなんかした場合、入り口じゃなくこっち側の角の部分で待つため、万が一車両等が突っ込んできた場合を想定して防護柵というふうな形で、でも、実際交差点には人の渡る区間というのをあけなきゃ、防護柵できない区間もありますので、やはりそちらについては状況を踏まえた形で、できる限り整備に取り組んでいけるよう努力したいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 確かに、ガードレール全部に防護柵を整備するわけにもいかないし、人が通る部分が必要だし、それとともに、やっぱりバリアフリーということで、障害者の人の車椅子が通れるようなスペースもかなり交差点に防護柵を整備するに当たって配慮しなくちゃいけないということで、結構なかなか難しいデリケートな問題もあるんですけども、そこら辺は警察と町と一緒に協力し合いながら整備を進めていただきたいなというふうに思います。

それからあと、保育所、今までは小学校の通学路については町としてもかなり点検とかやっていますけれども、さっき言ったように保育所の問題、保育所の散歩のコースの問題について言うと、今ある保育所のお散歩マップというのをつくっているということなんですけれども、ただ利府町の場合、これから保育所の周りというかな、環境、保育所が整備されている周辺の環境がかなり変わるという保育所も結構あるんですよ。例えば、大型商業施設ができるでしょう、今度中心部。その近くにも保育施設がありますよね。認可の保育施設とかね。そ

れからあと、沢乙の県道はすごい交通量が多いわけですがけれども、あそこにも保育所があったり、あと利府街道沿いにもあるとか。今回は、青山で今度中型商業施設というんですかね、割と大きくもないけれども小さくもない商業施設が整備されるわけですがけれども、そうなればやっぱりそこに来るお客さんの車というのは、かなりあの道路を、町道ですがけれども、頻繁に通ると思うんです。それで、その向かいにあるのが利府町では一番大きい保育所があるわけですから、そういうことで、あそこの子供たちの散歩コースがまさに車がこれからすごく頻繁に通るようになるということで、そういう形で、保育所の周り、整備したときは周りの交通量の環境はそれほど頻繁ではなかったけれども、今後非常に頻繁になって危険箇所と、散歩するのに大変だというような保育所もふえてくるので、その辺についてしっかりと対応を、対策というかな、とらなくちゃいけないなというふうに思うんですけれども、その辺についてはどう考えますか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） 答えいたします。

議員さんの御質問でございますように、確かに整備をした段階と周辺環境が変わって対策を講じなければいけない施設というのは当然出てくるものというふうに我々としても考えております。これまでも、お散歩をしている段階で、危険箇所があった際には子ども支援課のほうに連絡をいただいて、その上で、関係各課のほうにその対策というのをお願いはさせていただいていたところでございます。さらに、今回のこのような痛ましい事故が起きたというのを我々としても教訓として、そういうふうな危険な箇所の対応ができるようなものというのをこれから園と、あとは関係各課のほうと調整をして鋭意進めていければなというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） じゃ、交差点の問題は終わります。

次に、危険ブロックの問題に移ります。

答弁では、ブロック塀の除去の安全対策については、補助金を増額したということもありますけれども、そのことについて広報紙、あるいはホームページにも掲示されているんですけれども、そういった形でPRを行って周知を進めていくということでもあります。

危険ブロックの除去が今までなかなか進まなかったと。今年度から補助額が、補助というかな、除却するのに15万円。除却しただけではだめですね。やっぱり除却すれば、そこでアルミ

の塀をつくったり、あるいは植栽をつくったりということをしないとまずいわけで、そういう再整備については10万円まで限度額を補助するというので、補助が充実されたわけですが、ただそれでも、答弁にありましたけれども、去年の7月に小学校のスクールゾーンの中で危険だと判断されたのが33カ所あって、去年の7月からの1年かな、半年かなの間に改善されたのが1カ所ということで、あとまだ32カ所ほとんど残っているということで、これがなかなか進まないというふうに、進まないと言っていいかな、これを進めていくのがなかなか大変だというふうに思うんですけども、これをどう進めていくかということについては、PRも大事なんですけれども、ほかに何か考えていることはありますか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えします。

危険ブロック塀については、やはり木造耐震とちょっと類似しておりまして、あくまでも個人資産でありまして、それをどうこうという行政的な改善命令とかそちらというのがなかなかやりづらいというふうな状況ございまして、やはり今回補助金約倍というふうな形で、制度的にもその該当者に対してそこら辺もあわせて今回6月号の広報紙ではずっとやっておりますし、言われました危険ブロック塀の方には特にダイレクトメールで土木事務所のほうからそういうお知らせとか改築の指導をお願いしているという状況で、今年度ですが、31年、令和元年度になりまして、件数的に今のところ6月現在で6件。去年は1年間で5件というふうな形で、大分PR効果になっているということで、ただ町は粘り強く、あとやはり所有者の方、何ぼかかるかかなり心配するというので、やはりそういう方の相談、1回するしない以前に役場職員と現地立ち会いして該当するかしないかというふうな形で、相談をもう少し充実していきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 今課長の答弁、説明だと、今年度に入って6件のブロック塀の除却申し込みがあったということでした。あれ、たしかおとといの安田議員への説明では3件とちょっと聞いていたと思うんですけども……（「木造耐震。木造。うちのほうです」の声あり）ああ、木造ね。ブロックは6件あったということで、去年が5件で、もう既に4、5、6、3カ月で6件ということで、あれ、ただホームページを見ると、今年度のブロック除却の予定は4件と。先着4名様となっていたんですけども、もうそれを大幅に超えているということもありますけれども、今後ますますふえる可能性もあるんですけども、これはふえた要因とい

うのは、やはり補助額が倍になったのかな。倍になったということが大きな要因だというふうに思いますか。PR自身は町のホームページとか広報というのは前もやっていたと思うんですけども、周知の仕方は同じだったんですけども、こうやって件数が大きく伸びていると。今後も伸び得る可能性があるというのは、大きな要因というのは、どうなんですかね、補助額の増額というのがあるのかなというふうに私は思うけれども、町も多分そう思いますよね。その辺について。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） 議員言われるように、やはり補助の増額が功を奏しているのかと思っております。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） そうすると、残り32件を早急にやはり除却を進めていかなくちやいけないと思いますよね。私は思うんですけども、それを進めるにはやっぱり補助額をふやすと。今は15万円と10万円ですけども、それを少し上乘せすると。町独自で、上乘せをしていくと。今回は国の補助がふえたので、町もそれでふやしたということもあるんですけども、それにさらに助成額を増額すると。解体費を全部町が持つてとは言わないけれども、県の危険ブロック塀のホームページありますけれども、それを見ると、この助成額というのは、県のホームページだけ見ると、県内の14の市と町が助成しているんですけども、全部利府町と同じ助成額、除却が15万円、再整備、新しい植栽をつくったりするのが10万円という補助をしているんですけども、この辺は全県で同じ額にしようねというような、何かぶっちゃけ申し合わせみたいなされているんですか。していないと思うけれどもね。そういうのがされていないかは、暗黙にしているのかもしれないけれども、自治体によっては、どことは言わないけれども、割と近くの市なんですけれども、上限が30万円という自治体もありますよね、知っていると思いますけれども。あと、除却に対して20万円という助成をしている市もあります。それから、逆に、上げばかりじゃなくて、除却の補助額が利府町の半分ぐらいしかなくて、仙北のほうの町ですけども、7万5,000円ということもあります。だから、ほかの市や町が幾らやっているから利府も出すべきだという、そういう単純な話はしませんけれども、やっぱり助成額、補助額をふやせば除却の件数がふえていくということは、そういう認識はあるわけですから、町として、倍にしろとは言わないけれども、やっていることが20万円とか30万円という自治体で、上限で頑張っている市もありますので、そういうところも踏まえて、参考にして、増額についても町独

自でやらなくちゃいけないんだけど、その辺についての考えは、これは政策的だから町長にちょっと聞いたほうがいいのかな。やるかやらないかというのは町長が判断する。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 土村議員の再質問にお答えします。

御質問ありがとうございます。いろいろ市町村によって助成がばらばらだということ。また、今課長からも答弁ありましたように、助成がふえたことによってこの危険箇所を直す人も多いということも確かであると思います。まだ、その成果が十分に私どもも、PRの効果が出てきた矢先、緒についたところだと思っていますので、そこからいきなりまた助成ふやしますよということだと、ちょっとやはり安い、安いというかまだ助成が始まっていなかったころに直した人たちに対する説明責任も出てきます。まずは、この今の額で効果をもう少し見ていかなきゃいけないかなと思っています。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 確かにそうですね。助成額、4月からふやしたわけで、4月から倍にしたわけで、またすぐ9月から今度さらに10万円上積みしろという形、そういう話、乱暴な話はしませんけれども、でも今町長言ったように、成果を見て上乗せするかどうかも含めて判断するという事なので、もし助成額が今回倍にしたことによって、今6件ですから、恐らくこれからは相当ふえる可能性が何かあるんじゃないのかなというふうに思うんですけども、これがもう去年が5件で、助成額を倍にしたことによって例えば15件ぐらいに、3倍ぐらいにふえたという場合については、助成額、補助額を少し上乗せをしようかなというふうな考えを心の中に秘めるような気持ちはありませんか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） ふやすかもしれないことは明言しておりませんので、まず事の推移をしっかりと様子を見るということでございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） じゃ、いいか。じゃ、いいです。補助額については、まず成果を見ながらいろいろ検討していきたいなど。議会のほうでも、議員のほうでも考えていきたいと思えます。

それからあと、周知の点で、この補助額がふえたという点についての周知については、ホームページとかに載っていますけれども、あと広報でね、今月号の広報に載っていたんでしたっ

けか、知らせていくということですが、もう少しやっぱり、特に、そういう周知は必要だと思いますけれども、さらにスクールゾーン内にある32カ所のブロックの所有者に対しては、県のほうからパンフレットか何か行っていると思うんですけれども、町として撤去しろと上から目線で言うわけにはいかないんですけども、やっぱり倒れたときに個人の住宅の耐震補強と違ってブロック塀の場合は倒れたらそこで被害に遭うのは子供たちとかなわけですから、その所有者が被害に遭うわけじゃなくて所有者の持っているブロック塀が倒れたときの被害のことを考えれば、耐震住宅改修、それも大事ですけども、それ以上にやっぱり大事な取り組みではないのかなというふうに思うので、この周知については、特別スクールゾーン内の危険ブロック所有者に対しては町が訪問して相談に乗るということで、特別な取り組みをする必要があるのではないのかなというふうに思いますので、ブロック塀の危険については、ブロック業者の何か協会が出しているわかりやすいパンフレットもあるんですけれども、そういうのを持ちながらしっかりと補助額も増額したしということを説明しながら対応していく必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、そういった特別な取り組みをする考えはありませんか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えいたします。

やはりブロック塀の事故が起きたときとかそういう場合については、所有者責任というのが民法上決まっております。それで、一番、行政として防災対策とかそういう観点からこういう事業に取り組んでいるわけですし、やはり木造の耐震化とあわせて中で、なかなか進まない。それで、やはり最終的には所有者の費用的な面、例えば今最大で25万円というふうな形ですが、その人その人のブロックの高さとかいろいろあるんです。例えば、1メートルぐらいの約20メートルというふうな形になりますと、除去とあわせて何をするか、フェンスにするのか生け垣にするのかで値段違ってきますが、大体250万円から300万円というふうな形で、その費用がちょっとやり方によっては変わってくると思うんです。基礎の構造が全くないとかそこら辺でもまた変わってきますし、そういうふうな事情がございまして、戸別訪問というのも、なかなかこちらとしては個人の財産にとやかくという表現ちょっと余りよくないんですが、そこら辺の中で、防災対策上、そういうふうな形で進めてくださいとお願い的なやつを再三、年を通してPRなり、促進というふうな取り組みで、とにかく進めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 250万円とかかかるということを聞くと、なかなか除却してください、新しく軽量のフェンスにしてくださいと言いつらいですよ、町としても。だから、やっぱりこれは助成額をもうちょっとふやさなくちゃいけないのかなというところにもちょっとつながってくるわけなんですけれども、ただ個人の財産の問題、あるいは倒れたときの所有者の責任ということなんですけれども、その被害に遭うのは町民であり、宮城県沖地震のときに18人の子供たちが亡くなったけれども、被害に遭うのは子供たちなので、利府町の、そういうことで、やっぱり防災対策上すごく大事な問題なんだということを強く、強くというとあれだな、しっかり相談に乗って、もしこの除却のための融資制度があるのであれば、労金とかにあるのであれば、そういうのに相談しながら、相談に乗りながら、ただ個別に対応してというか訪問しながら除却の説明をしている自治体もありますよね、ネットで見ると。だから、そういうことで、絶対やっちゃいけないとは思わないので、ぜひ親切な気持ちで、アドバイスで訪問してほしいなというふうに思うんですけれども、できませんか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えします。

やはりそちらのほうについては、最初の第一歩ということで、もう少し相談体制というのをちょっとPRさせていただきたいなということで、まずは相談からというふうな形で、取り組みを検討したいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） なかなか改修が進まないという場合に、答弁の中で、この危険ブロックだという何か表示をするというような、あれ、町長の答弁あったんですけれども、その辺についてはどうなんですか。危険ブロックだという表示をするという話あったような気がするんだけれども。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えします。

別な自治体の事例では、所有者の承諾を得て、例えばブロック塀シールのなこういう張るといふようなこともありますので、やはり議員御心配の震災時にどこのブロックが危ないのかといふような形で、一つの手法としては、いつ起きるかわかりませんから、そういうふうな所有者が承諾してくれれば、これ張らせてくださいとか、例えば黒と黄色の危険テープみたいなの

と。ただ、現実的には多分所有者の方、そして例えば危険のマップ、このルートのここですよ
といっても、実際それを毎日毎日持ち歩いているわけじゃありませんので、ちょっとそこら辺
も、もしできればわかりやすくしたいというふうな形で、検討の一つで今後検討したいという
町長の答弁でございます。

それで、やはり御心配の子供たちについては、東日本大震災以降、学校において防災教育で、
低学年から中学校、あと高校用まで、こういうふうなやつで、地震が起きたときにはまずブロ
ック塀とかに近寄らない。これは教育の中でずっと徹底して指導している内容でございますの
で、とっさの場合どうなるかというのは、それはあれなんです、常日ごろからそういうふう
な形で、児童生徒に対する安全の指導を図って、できればそういうこともなくブロック塀の除
去が進むような形で、まず相談から進めてまいります。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） わかりました。危険ブロックの場所を知らせるために、一つの手法とし
て、そういう、所有者の了解を得ながら、このブロック危ねえぞという何かシールを張ると
いう、それも有効な手段かなと思いますけれども、課長も御存じだと思いますけれども、危険
ブロック塀を公表している自治体もあるんですね。県のホームページを見ればわかりますけれ
ども、県内では7つの自治体、市が4つ、3つの町ということで、7市町村が小学校区ごと
ですよ、小学校区ごとにホームページで地図を掲載して危険ブロックの場所と、そしてその赤
丸、自治体によっては通学路がどこかというのあわせて表示しているんですよ。そういうこ
とで、自治体ごとに公表するということも出てきているわけで、やっぱりシールを張るとい
うのもいいんですけれども、自分の子供たちが通っている学校の周りで危険なブロックがど
こなのかということ把握するためには、この危険ブロックのホームページでの公表というのも
利府町としてはやる必要があるのかなというふうに思います。このやった理由としては、7つ
の自治体、ほぼ同じ理由なんですけれども、加美町では、危険性が高いブロック塀について歩
行者の安全確保並びに安全・安心な交通を確保するための注意喚起として危険ブロック塀の位
置を公表しましたということで、こういうことを利府町としても、シールを張ってここが危
ないというふうにわからせるのもいいけれども、やっぱり全ての、子供たちの安全だけでなく
てそこを通る人全てにとって危険なブロックなわけですから、そういうホームページの公表と
いうのも、実際に公表している7自治体があるわけですから、県内で、そこを参考にしながら
利府町もやるべきではないのかなというふうに思います。その辺についてはどうでしょうか。

検討する考えはありますか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えします。

この問題については、かなりナイーブというか、対応にするとちょっと難しいというふうなように感じております。それで、確かに周知というものは大事でございますので、学校関係については、点検パトロール等で把握しておりまして、どこのどこだというふうなのはある程度の認識はしておりますので、やはりその公表については、まずはちょっとこのブロック塀の状況を踏まえながら対応を今後考えていきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 残り3秒。

○8番（土村秀俊君） じゃ、あと終わります。リフォームについては、答弁でとりあえず納得します。以上です。

○議長（櫻井正人君） 以上で、8番 土村秀俊君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

17番 及川智善君の一般質問の発言を許します。及川智善君。

〔17番 及川智善君 登壇〕

○17番（及川智善君） 皆さん、お疲れさまでございます。17番 及川智善でございます。

6月定例会は2件にわたり質問を通告しておりますので、誠意ある答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは、読みます。

1番、「選択」と「集中」の目指すべき事業について。

町長就任後、1年3カ月が経過しました。議員の各一般質問に対して町長は、「選択」と「集中」により事業を選別し遂行していきたい旨の答弁をしております。また、公約に掲げた給食費無償化やF1等を推進するための主たる目的の一つにシティーセールスを掲げております。これ

らの方針を具現化し、事業を実行するためにとっても重要な考え方ではありますが、基軸となるのは、当然のことですけれども、今住んでいる住民の福祉向上を第一義に考慮しなければならない。このことを踏まえ、次の点を伺います。

（１）「学校給食費の無償化」を実行する時期・方法をいまだ明確にしていますが、事業の裏づけとなる持続可能な財源の確保に問題があるのではないか、伺います。

（２）「学校給食費の無償化」が実現された場合、保護者の子育て支援の一環として経費負担軽減とはなりますが、町が実施している18歳未満の一部負担がある子ども医療費助成制度と異なり、感謝の反面、無償イコール給食は全て役場の責任であり、保護者の子に対する扶養意識の責任転嫁につながらないか。また、給食に関し、細かいクレームが多く寄せられることにつながるのではないか、伺います。

（３）児童生徒の目線からすれば、学校での食育は町が行い、保護者は携わらないという意識が醸成されるのではないか、伺います。

（４）全国において人口減少・少子化が進む中で、利府町としてもここ数年は人口の増加が鈍化傾向にあります。また、受け皿の住宅開発にも限りがあります。同じパイの奪い合いで、「学校給食費無償化」がシティーセールスになり得るのかどうか、伺います。

（５）F1開催事業は、地域住民にとってメリットはあるのか。開催場所、騒音、安全対策、車両移動による渋滞の発生など、課題が数多くあると考えられます。また、自動車の生産は大衡村などで、F1開催は利府町でと、近隣位置関係の有効性も強調していますが、相乗効果は期待できるのか、伺います。

（６）オリンピックサッカー競技開催に伴う「仕掛け」については、「おもてなしロード」以外、どのような事業を検討しているのか、伺います。

大きい2番、公共建築物の管理・諸課題について。

公共の建物は、経年とともに劣化します。耐性を持たせ活用を図るため、長寿命化計画を立てて計画的に建てかえ・修繕などを行い、再生と形成により建築物を維持して町民の利用を促進しております。

そこで、次の点を伺います。

（１）利府島公営住宅等長寿命化計画（25年3月作成）によると、各町営住宅（葉山・災害公営住宅を除く）は、平成29年度以降、逐次建てかえる計画としております。以前質問したときは、震災復興が優先なので、めどがいたら検討したいとのことで、現時点での計画を伺います。

（2）文化複合施設の第1期計画工事の再度入札も順調に推移し、令和2年度末の建物完成が見えてきました。当初計画よりも建設単価の高騰により数億円の予算規模が上乘せになります。第2期工事が翌3年度から計画されているが、各事業の予算需要が多い中で、補助金の手続を含め、予定どおり進めていくのか、伺います。

（3）文化複合施設の第1期完成に伴い、十符の里プラザや生涯学習センター等の再利用・跡地利用等を「中央児童館建設」に充てるのか、現時点での計画を伺います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、「選択」と「集中」の目指すべき事業について、2、公共建築物の管理・諸課題について、いずれも町長。

○町長（熊谷 大君） 17番 及川智善議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の目指すべき事業についてお答え申し上げます。

まず、（1）の給食費無償化の財源確保についてでございますが、これまでの一般質問において及川智善議員を初め複数の議員に答弁しておりますように、ことしの10月から実施される幼児教育の制度の変更により、町財源の動向を精査し、対象者の段階的な実施などの方策を熟慮しながら、財源の確保に努め、早期の実現を目指してまいります。

次に、（2）の保護者の扶養意識の低下、クレームが多くなることへの懸念についてでございますが、扶養に対する意識の低下については、実施段階になりましたら、町から町民や保護者の皆様に向けて無償化についての周知を行い、地域全体で子供を育てることの意識の醸成と感謝の心を育てまいりたいと考えております。クレーム等が多くなることへの懸念についても、給食費に係る適正な単価、適正な栄養量による献立をお示しし、保護者の方の御理解を得られる安全でおいしい給食を提供してまいります。

次に、（3）の食育に対する意識についてでございますが、食育は食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたる健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成に資するものとして行われるものであり、保護者における家庭での食育は重要なものとされており、学校としても、家庭における食育についての啓蒙を図っております。また、学校は、食育の重要性を十分理解し、食育に取り組むものとされ、栄養教諭や栄養士により、またキャベツクラブなどにも御協力をいただきながら食育を推進してまいりました。今後も、学校、家庭における双方の取り組みについて献立表やお便りなどでも御家庭に呼びかけ、食育をさらに推進してまい

ります。

次に、（４）の学校給食費の無償化がシティーセールスになり得るかどうかについてでございますが、昨年の9月定例会の一般質問において答弁しておりますように、教育を豊かにする政策は、シティーセールスにおいても非常に重要と考えております。子供たちが安心して楽しく学校に通うこと、保護者がゆとりを持って子供を育てることができる環境づくりの一環として給食費の無料化を進め、若い世代が利府に住んでみようと、住み続けたいと思うような施策として取り組んでまいりたいと考えております。

次に、（５）のF1開催事業についてでございますが、昨年の3月定例会及び6月定例会の一般質問において鈴木忠美議員に答弁しておりますように、モータースポーツの誘致を通して町を世界にPRすることで、次世代を担う子供たちが壮大な夢を持ち、この町に愛着と誇りを持ってもらうこと、そして道路整備やホテル誘致など、複合的なまちづくりへつなげていきたいと考えております。

議員御指摘のように、開催場所は騒音など解決していかなければならない課題が数多くあることも理解しておりますが、モータースポーツの最高峰でありますF1の開催により、国内外に利府町を知っていただき、多くのお客様が訪れることにより創出されるにぎわいは、本町にとって相当の経済波及効果とまちづくり全体へのさまざまな相乗効果を生み出すものであると期待しております。

昨年の11月にはモータースポーツによるまちおこしを実現した愛知県新城市に赴き、全日本ラリーの視察を行い、担当者との情報交換を行ってまいりました。情報交換の中では、全国的な経済波及効果が約11億円あったとのお話も伺っており、このことから、相当の経済波及効果が期待できるものと考えております。

私は、F1の開催を最終目標としておりますが、近年では騒音の少ない電気自動車のF1と言われるフォーミュラEも注目されておりますので、広い視野を持ってモータースポーツの誘致を推進していきたいと考えております。

次のステップとして、公道等を使ったモータースポーツの実現を目指して警察や関係機関と協議を重ねていくとともに、本年度においても、昨年を引き続き、オートテストチャレンジを開催することにより、モータースポーツの機運を醸成し、理解と文化を浸透させてまいりたいと考えております。

さらに、近隣の大衡村、大和町には、トヨタ自動車東日本株式会社、その関連会社があり、

利府町としてはつくった車で遊ぶまち、モータースポーツ文化を育む楽しいまちとして、これらの町村と連携を図りながら、生産と娯楽の両輪のごとく成長していければと考えております。

次に、（6）のオリンピックサッカー競技開催に伴う「仕掛け」についてでございますが、現在、利府町ならではのものとなるよう調査研究し、情報を集めているところであります。先日の約3万8,000人が来場した「麒麟チャレンジカップ2019 サッカー日本代表戦」の際に実施しました「おもてなしプログラム」もその一つであります。当日は、約5,000人の方々が宮城スタジアムまで徒歩で行かれました。役場町民交流館では、日本茶サークルの皆様のお力をおかりし、日本茶を振る舞うおもてなしを実施、60人の方々にお立ち寄りいただきました。また、対戦国であったエルサルバドルの料理を利府駅前販売いただいたこともおもてなしにつながる仕掛けの一つでございました。

もちろん、おもてなしには多種多様な形がありますので、どのような素材を活用するのか、例えば日本の伝統武芸である流鏝馬のお披露目や花いっぱい運動も素材の一つと考えられます。どのような表現方法が一番利府町らしいものになるのか、東京2020大会に向け、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

サッカー競技開催時には、競技会場周辺にセキュリティーゾーンが張られ、厳重な警備体制になることが予想され、また公式パートナーと呼ばれるスポンサーの権利を守らなければならないなど、規制条件が予想以上に厳しいものがあります。仕掛けを実施するに当たっては、そのような規制条件を確認しつつ、関係機関と調整を図りながら、引き続き身の丈に合ったおもてなしが展開できるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、第2点目の公共建築物の管理・諸課題についてお答え申し上げます。

初めに、（1）の町営住宅の建てかえ計画についてでございますが、昨年度に利府町公営住宅等長寿命化計画の見直しを行ったところでございます。今回の改定では、事業スケジュールを見直し、今年度中をめどに堀川、石田、八幡崎の各町営住宅の課題を整理し、その後、建てかえの候補地、建物規模、整備手法等の検討を行い、今後の財政状況を勘案しながら整備着手を行う考えでございます。建てかえの時期等につきましては、詳細が決まり次第、方向性を示してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、（2）の文化複合施設第2期工事についてでございますが、第1期工事については、建築資材の高騰により、ことしの1月に行った建築工事の入札が不調となり、議員各位には多大な御心配をおかけしましたが、4月の入札により、文化保護施設建築工事の落札者が決定し、

本定例会に契約の締結について提案しております。

議員御質問の第2期工事の補助金につきましては、第1期工事と同様に社会資本整備総合交付金を活用しての整備を考えております。

補助金の手続につきましては、都市再生整備計画の採択要件である新太子堂北地区の市街化区域編入と計画自体の国の承認が必須であることから、現在、新太子堂北地区の市街化区域編入に向けての作業を行っております。進捗といたしましては、昨年3月に利府町新太子堂北土地区画整理組合設立準備委員会が発足され、来年5月には市街化区域に編入される見込みとなっております。

今後は、町で実施する各種事業の進捗状況等に配慮しながら、国の承認を得るため、都市再生整備計画を策定するなど財源確保を図った上で、予定どおりの完成を目指し、事業を進めてまいりたいと考えております。

最後に、(3)の十符の里プラザや生涯学習センター等の跡地利用についてでございますが、十符の里プラザにつきましては、文化複合施設基本構想・基本計画及び利府町子ども・子育て支援事業計画の際にお示ししておりますが、児童の健康、体力の増進、情操教育及び地域組織活動の助長を図れるような児童福祉の拠点施設となる児童センターとしての整備を検討しております。

また、生涯学習センターにつきましては、社会福祉協議会やシルバー人材センター等の関係団体が入居しているテナントや倉庫も含め、用地及び施設の活用方法について現状や課題を整理しながら検討を重ねているところでありますので、御理解願います。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。及川智善君。

○17番（及川智善君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、1番の(1)の財源の話でございますが、先ほど町長から再三話していると、私初め、何度か質問を受けているということでしたが、これは財源はとても重要なことであり、財源の出どころがきのうの、おとといか、安田議員ともやりとりがあったように、幼児教育の無償化による財源の確保等についても、変動的というかまだ見通しがいろいろ変化があるということでございますので、この時期にどういう財源で考えていらっしゃるのかという、そういう意図でまた質問させていただいております。

それで、大きい話として、財源の話として、令和元年度のこし当初予算におきましても、税収不足ということで、約8.5億円の財政調整基金の取り崩しがある。予算ベースで、30年度末

13億6,500万円あるものが約8.5億円ですか、取り崩して年度末には残念ながら5億1,000万円程度しか基金残高がない状況でございます。とてもお寒い状況でございます。128億円の当初予算に対して5億円の調整基金ということでは、予算の弾力的運用ができないのではないかと危惧しているわけでございます。ことしの10月に幼児教育の、先ほど申し上げましたが、制度が不透明な中、交付税の伸びも期待できないというところでありまして、来年度の、町長がおっしゃるにはいろいろ検討しながら早目という方針で答弁受けましたけれども、制度設計を含めていろいろ1案、2案と、考えていらっしゃると思いますが、この幼児教育の制度が10月にはっきりするので、方向性としては来年度あたりなのかなと私自身は推論しておるのでございますが、この辺に関して来年度もし、一部制度設計にもよりますけれども、予算編成に影響を及ぼすんではないかということをお考えですが、どうでしょうか、その辺について。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。町長。

○町長（熊谷 大君） 及川智善議員の再質問にお答えをいたします。御質問ありがとうございます。また、多くの議員の皆様に関心を持ってこの給食費無料化についての意思を討議していただいていることに感謝申し上げます。

今及川議員がおっしゃったように、10月に幼児教育の無償化、または消費税の10%に上がることとか、幼児教育の無償化ということも国の制度設計の大きな枠組みが決まってまいります。先日も答弁をさせていただいたように、10月になるとこの制度、国の制度はかかりしたものができ上がって提示されるのかというのが、実は私も驚いているんですけども、そうでもないというところがあるということで、これをどのように関係調整をしていくのかということが非常に大きなやはり選択というか視野を持って見ていかなければならないところだなと感じております。さはさりながら、いつまでも検討中ですということをはいられませので、この10月ということが大きな一つのめどになるのではないかなと私も考えておるところであります。ただ、今の国のほうでは同日選挙がどうなるのかということで、解散風がそよ風になっておったのが打ち消されたと思ったら、また麻生財務大臣がどうもそういった発言をされているということで、これもまだまだ消費税が上がるかどうかということが見えない中、その上がらなかった、10%にならなかったときの幼児教育無償化ということも、まだこれが見えてこないということは、現実的なこととして私たちも捉えていかなければならないわけでありまして。ただ、ありとあらゆる場合のシミュレーションはしておかなければならないなと私たちも強く思っておりますので、大変曖昧な答弁になってしまうんですけども、そういった国の動向を見きわめながら、制度設計を実現

させていきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） 現実には、政府の動向とか消費税、いまだにはっきりしないところもある。景気の動向がリーマン・ショック級ということがあればという前提つきなので、それはまだ、今6月になりましたけれども、8月とか9月の直前にあっても、もしかしたらそういうふうな消費税の取りやめということも視野に置いていろいろ法案をつくる検討案を定めていかなければならないというふうに、それは当然のことだと思います。それで、税収の確保というの、これも非常に厳しい状況と。町長は、いつも事あるごとに税収アップ策を進めていくと。町民に対して、いろいろ税収アップだよということをおっしゃっています。だけれども、今御存じのように生産年齢人口というか15歳から64歳までの人口が目減りしていくと。利府町だって例外ではなく、老人がふえて生産年齢人口の納税する人が減っていくという現実があります。この中で、現在やっぱり特効薬というのはないんですけれども、いつも町長がおっしゃっているふるさと納税、あるいはあとほかに税金を新たに納めていただく方法とか自主財源の確保策等皆さんに示しておられますが、可能性として、つまり税収を上げていくという策は効果があるのかどうか、今の時点で。支出をふやしていくということは、当然税収を上げなければ事業はできないわけですね。だから、そういうことは、要するに希望ではなくてそういう裏づけがとれるのかどうかということ、その辺も含めてお話をいただきたいと思えます。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 及川智善議員の再質問にお答えします。

もう及川議員おっしゃるとおりでございます。人口が減少する中、特効薬はないという、本当にまさしくその危機感は共有するものでございます。その中で、私たちは及川議員と一緒に会合に出席させていただいているときも、資産がたくさんあると。そのうちの一つはグランディ21であり、新幹線の車両基地であると。いろんな梨園もあるし、いろんなものがある中で、それをどのように税収アップにつなげていくことかと、こういうことで、お話をさせていただいております。しかし、税収を上げるということは、やはり中長期的で考えていかなければならないと思います。そういった意味では、今度10年間かけて計画を立てるわけでございます。総合計画を立てるわけですので、そこにどのように税収を含めたアップ対策、人口の私たちの目標とか、そういうものも盛り込んでいかなければならないのかなと感じておるところです。それはまさしく町民の皆様にとどのように理解していただくかということだと思います。

及川議員御案内のとおり、私たちは、子ども・子育て支援、町として全国で勇名をはせて、その支援策が功を奏して多くのファミリー層が利府町に住みたいと、または実際に住んでくれておりました。しかし、今度は、私たちは、その子ども・子育ての次はどのような政策を打たなければならないのか。恐らくファミリー層がアパートに住んで、今度は一戸建てを利府町に買いたいと。利府町に一戸建てを買いたくても、なかなか農地が多くて転用できなくて住宅地にできないと。そういった課題があって、ファミリー層は近隣の市町村に引っ越してしまう。これは、子ども・子育て政策の次は、じゃ住宅政策を利府町はどういうふうにやってくれるのかなと。住宅に住んだら今度は卒業すると、子供たちが。子供たちが卒業したときのじゃ雇用政策は利府町はどういうふうにするのだろうか。その後は福祉とかそういったところになると思いますけれども、その子ども・子育てを起点に考えるその後の一貫した政策というものも、今回の総合計画で立てていかなければならないなと思っておるところでございます。これは及川議員御案内のとおり短期的にできるわけではなくて、やはり税収を上げるということは、そういった計画性を持って、それがまさしく裏づけになるんだと思うんですけれども、計画性を持って町民の皆様に提示していかなければならないと思っております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） 思いは共有しています。

それで、ちょっと過去に振り返って大変恐縮なんですけど、財源論で、町長が選挙に出られたときのこれパンフレットなんですけれども、このパンフレットの公約の中に、1、2、3、4、5、今小学校給食費無料化の実現を含め5つの柱ということで、掲げておるんでございますが、この中に町長の公約の小学校給食費無料化を実現というところに注意書きというか上のほうにさらっと「財源はしっかり確保できています」ということで、町民の皆様にはこのチラシで財源はありますよということを断定して皆様に示しているわけです。これは町長の票の中に、もちろんこういうことで、給食費無償化の財源があるということを信じて投票したということもかなりの数が含まれていると聞いております。ここのこの時点で、財源がありますと断定して選挙に立たれた理由については、ちょっとお話ししたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 御質問ありがとうございます。

財源論について、私も断言をしたという責任はもちろん持っております。ないとは認識をしておらないということでございます。もちろん教育無償化を、そのチラシの中に教育無償化という

国の動向をしっかりと見ながらと確かに書いてあるのではないかなと思っておりますが、その給食費の無料化のもともとの考え方は、教育無償化というもので自治体が浮いた財源、これをどのように活用していくかということで、給食費の無料化ということもうたっているわけですので、あるということは、まさしく国の動向を見据えながらの「ある」ということで、そのときに「ない」という認識はなかったです。

あとは、先ほども答弁させていただいたように、どのようにそのスキームをつくっていくのか。国の枠組みが示されないままに町だけがぼんと先にやってしまうことによる混乱というのをできる限り避けていきたいという考え方もありますので、今調査研究をしているということであります。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） 無償化について、動向を見ながらという話はどこにも、このチラシに限って言えば、このページには載っていないというふうに思いますが、先ほども申し上げたとおり、断定したということは、この時点で財源が確かにあるということで、この事業をやりますということは、町民も、しつこいようですけれども、熊谷町長が就任されれば、すぐにでも給食費無償化が実現されるであろうという期待票が入っていると思うんです。だから、これは、先ほどそういう思いでということで、この部分の断定にした理由については直接触れませんでしたけれども、そういうふうに町民が思っているということなので、その辺のやっぱりもっとしっかりと、今後も言った公約は、ここの記された分は取り消しというか、この記載した事項を消すわけにいかないのか、この方針に従って町民に説明できるようにちゃんと備えていただきたいというふうに思います。

そればかりやっていると長くなるので、じゃ、（2）です。役場の責任とか、扶養意識の低下、クレーム多発ということで、今回経費の負担軽減について、その他の扶養意識の低下、クレーム等については答弁いただいておりますが、経費負担のほうについてちょっと議論させていただきま

す。

以前、私も、去年の9月に申し上げたとおり、経費負担は、学校給食法の11条で、保護者負担が原則であると。もちろん実施している自治体はまず何カ所かあります。だから、要するに負担、町としての考え方は、負担区分が記載されているだけで、学校側が、施設側が支給しても問題ないという答弁もありましたけれども、法律というのは守るためにこれはあるわけです、現存としてあるわけです。11条に明記されているのに、やっぱり役場のそういう事業遂行するに当たって、

遵法精神というのは、これは欠かせないものだと思うんです。解釈というのはいろいろあると思うんですけれども、この辺の遵法精神に従って事業を遂行していくという考え方については、どのように考えておるでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答え申し上げます。

議員おっしゃいましたように、給食法におきましては、負担区分についての記載があるだけでございます。見解をいろいろなもので見させていただきましたが、特に法令に違反するというものでなかったということをお伝えしたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） 法令には違反しないからいいということではなくて、やっぱり原則があるので、そこに沿って事業を進めるべき、準拠となるべきものがあるということを確認しながら事業を進めていくべきだというふうに考えております。

考え方として、今回実施されれば保護者の負担はもちろん経費負担軽減になりますけれども、私がおもうには、これ保護者は経済状況、世帯の状況というのはそれぞれ個別に異なって一律ではないと。ただ、これは皆さん御承知だと思うんです。だから、困窮している世帯に、今ももちろん実施している事項ですけれども、世帯に再分配するのが税の本来の正しい使い道。だから、今から制度設計するんでしょうけれども、一定の所得のある世帯には従来どおり御負担いただくのが筋であると私はこのように考えるんですけれども、その辺のところ、制度設計をするに当たってどのような指針を持って進めていくのか、お尋ねします。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 及川智善議員の再質問にお答えします。

おっしゃるとおり、経済的に恵まれている皆さんとそうでない方との公平性ということの観点だと思っておりますが、今まさに制度設計中でございます。及川議員の意見も参考にさせていただきつつ、また町民の皆様のアンケートにもまだかまだかと待っているという声もございますので、しっかりと制度設計して皆様にお示しできたらと思っております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） ちょっと精神論になって恐縮なんですけれども、親が子供の育成に力を注ぐというのは、これは自然の摂理でして、責任もあると。古い考え方かもしれませんが、子供の食事くらいは親が面倒見ると。このことによって親子の信頼関係も築いている気がするん

ですけれども、この辺に関してどういうふうな見解をお持ちでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 御質問にお答えいたします。

子供の食事くらいは親が責任を持って面倒見るべきだと。まさしく私もおっしゃるとおりだと思っておりますが、昨今の及川議員も状況は御案内のとおり、子供食堂ということも出る、まさしくちょっと従来では考えられないような世の中の仕組みになってきつつあるし、また朝食を学校で出すという試みにもわかにふえてきつつある中で、やはり食事を取り巻く状況というのは非常に変化が激しくなってくるなど思っておりますし、また私も教育現場にいるときには給食費を払わない親が多いなんてそのとき出ていたんですけれども、私がいた中学校は給食費を本当に払えない親御さんが、保護者が多かったというところでありました。また、そういう学校が非常に多いという現実も目の当たりにしております。そういった観点から、いかに町が子供、保護者の皆様の気持ちを楽しめるかということは、今の時勢に沿ったことではないかなと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） 私も、町に出て通院等するときに、やっぱりその話は聞かれることはあるんです。古い世代というか年老いた方とか我々くらいの人とかにそういうようなことで、自分たち、それは大変ありがたい話であるけれども、古い人たちはそういう考えの人も結構いらっしゃるといふことで、その辺の御認識もひとつお願いしたいと思います。

それでは、（3）の食育です。食育基本法というのありまして、もちろん、伝統ある食文化を引き継いでいくと。生きる上での基本ということで、知育と徳育と体育、この3つの基礎となるのが食育だと書かれておりました。つまり、給食費が有料であること、ちょっとこれはこだわって申しわけないんですが、あることによって親が子を支えていると。親から守ってもらえている実感が湧き、これが食育の基礎となる徳育につながるんじゃないかというふうに思うんですが、その辺の見解はどうでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答え申し上げます。

食育に関しましては、町長が答弁いたしましたように非常に重要なことと考えております。学校でももちろん食育を行っておりますが、給食センターから配布いたしますお便りですとか、それからあとは献立表などでも学校の様子をお伝えするとともに、食育の大切さ、それからあとは

食育がもたらす健康づくりなどについてもお知らせをしておりますので、御家庭の中での食育につきましても、十分これからも実施してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） （4）に移りまして、シティーセールスですけれども、利府町人口ビジョンというのをうちで出していますけれども、2040年にピークで3万9,000人、それから2060年に3万7,600人ということで、これはいろんな状況を加味して、こういう総合的に判断してこの人口ビジョンを出していると思うんですが、その礎となるというか基礎となるもので住民がふえていくということは、この住宅の開発の展望というのがあると思うんですが、この辺については、住宅の開発の展望というのは、当町はあるんですか。これ以上のもの、今している話以外に、将来的に予定あるかどうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 及川智善議員の再質問にお答えいたします。

シティーセールス、そして人口をどのようにふやしていくか。過去に人口ビジョンということで、3万9,000ということで、記されてあるというところでございます。私も人口は力だと思っておりますし、今宮城県で伸び行く地域は3つ、富谷、大和、利府であるという自負も持っております。そういった観点から、ありとあらゆる機会を通して利府が住宅のニーズに答えられていないというところはお話をさせていただいて、先般も、宮城県の執行部と市町村長会議がございました。その際に、やはり農地転用というのをより速やかにできるようにしてほしいと知事に直談判をさせていただきました。そのときも、利府町ともう一つ丸森町さんが農地転用にもう少し県が基準を緩やかにしてほしいという要望を持って質問をさせて、要望に近い質問でございますが、そうすると、知事は個別に相談してくださいというお話でありましたし、新しく組織改編で農政部というのが県にもできましたので、そこの部長さんが農林水産省からいらっしゃって、農地転用に関して非常に前向きな答弁、答弁というか答えをされて、考え方を持っていらっしゃる方だなということそのときに把握しました。そういったことから、より住宅ニーズに応えられるようなまちづくりをしていかなければならない、またそのように私も動いていると認識させていただいて結構でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） じゃ、住宅開発の展望は望めるということで、理解いたします。だから、人口ビジョンも、あるいは見直しが必要かなというところもあると思うんですが、ぜひその基礎

となる人口をふやすための住宅開発、税収もふえるということで、一挙両得ということありますので、その辺の事業も進めていただきたいというふうに思います。

シティーセールスであれば、町長も教員、英語の先生を経験されておるわけです。シティーセールスということであれば、別の方策も考慮すべきではないかと。一つの例として、経済支援を主軸にするのではなくて、人を育てる。町長もおっしゃっていますよね、グローバル教育等について。だから、その人を育てる施策で、児童生徒のやっぱり留学とか国際交流などの体験を主体とした予算をやって、利府町はこういうふうに子供たちの、給食費無償ではなく、体験型というか、子供を育てるための要するに事業をやっていきますよということもシティーセールスの一つというふうに考えますが、この辺の検討についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 及川智善議員の再質問にお答えします。

まさしく思いは一緒であります。人を育てること以外、私たちが最重要項目として行わなければならないことというのはそうそうないんじゃないかなと思っておりますし、この給食費無償化もその一環であると自負をいたしております。

また、私ども、町の利府小学校、及川議員も御案内のとおり、県の算数チャレンジで優勝するというのもして、大変誇りに思っているところでございます。そういった意味では、教育レベルも底上げがしっかりとなされているんじゃないかなという安心感もありながら、これをどういうふうに伸ばしていこうかということでもあります。そして、及川議員御案内と思いますが、広報の表紙にもなりました落語のワークショップ、菅谷台小学校や三小かな、で行わせていただいたりしましたが、そういったことを、子供たちのコミュニケーション能力をいかに高めるかということで、落語のはなし家さんの力をかりようということで、そういったワークショップも行っておるところでございます。もうありとあらゆる手段、及川議員御提案していただいて、そういったものも含めて子供たちの将来、人格形成に資するものであれば、ありとあらゆることをして町が子供たちをこうやって応援しているんだということも本当にシティーセールスになると思いますので、しっかりとやってまいりたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） 町長の思いをお聞かせいただきました。シティーセールス、子育て支援が大変進んでいる町というか、今後もそういう事業をどんどん発展させていくということで、そう

いうところで、経済支援だけではなくて今言ったような子供たちを直接育てる、そういうところにも力をぜひ注いでいただきたいというふうに思います。

次は、（５）のF1でございますけれども、先ほど町長の答弁の中で、愛知県ですか、11億円の経済効果があったということの、どこの、どの程度の規模かちょっと初めて聞いたので想像つかないですけれども、利府町で実施する場合はそんな大きな経済効果が期待できる開催場所とか規模的にいうとなんではないかというふうに思うんです。開催場所等について、いろいろ案があるようでございますけれども、いわゆる現実的に経済効果として、町長がよくおっしゃっているビー・バイ・シー、これについてはどのように、利府町で実施された場合にはどのような効果があるのか、答弁願います。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 及川議員の再質問にお答えします。

及川議員、先ほどリーフレットも持ってきていただいて、政策を本当に隅から隅々までお読みいただいて本当に感謝しておるところでございます。先ほどお話しさせていただいたのは、愛知県の新城市、新しい城の市と書いて新城市というところで、愛知県の本当に製造業の中心地からはちょっと外れた山深いところにある町、市でございます。そこにまさしくグランディ21のような総合運動場がございまして、その運動公園のようなところの本当に狭い道路とかを使ってラリー、まさしくタイムを競う車の競争をやっているわけでございます。

そこで、新城市さんに経済効果は幾らですかというお話を聞いたときに、全国規模で捉えて11億円だというお答えだったんです。その全国規模というのはどういうことですかということで、規模が大き過ぎて新城市独自では経済効果をはかれないというくらい、全国から皆さんやってきてチームなり観光客なり、そういった人たちが新城市にお金を落としてくれるというところで、全国を踏まえて11億円だということでございました。そのとき新城市の役場に行って、目の前にちょうど新しいビジネスホテルが建ち始めているところでもございました。やはりホテルがないというのは非常に厳しい状況だったんですけれども、おかげさまでホテルが進出してきて、拠点になって、新城市のラリーが、これ2日間にわたってやるんですけれども、2日間にわたって行われるということで、非常に期待をしているというお話でもございました。その新城市が西日本でラリーの拠点であるならば、モータースポーツの拠点として、東日本ではやはり利府町がそれで経済効果を上げるなり、実質それでまちづくり、まちおこしをしていくというのは、非常に魅力的ではないかなと視察で実感をして帰ってきたところでございます。

まだ詳しいビー・バイ・シーということは、私たちの町のシミュレーションはまだしていませんけれども、新都市の視察結果を研究・検討して試算を出していきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） 恐らくその愛知県の新都市の場合は、今町長状況を話していただきましたけれども、そのような全国規模というか大々的な開催だと思うんです。利府町の場合は、やはり開催場所をちょっとお聞きしたときは、加瀬沼公園とか公道を使うんだというような話はちらっとほかの議員の方の質問に対してそのように答弁、やりとりしていたのを聞いていますけれども、利府町の場合はやっぱり場所の制約があって、なかなか経済効果が生み出されないというところがもう容易に判明というか判別できるわけです。だから経済効果、やることは経済効果があるからやるということだと思うんです。つまり興味の対象というのは、住民はあらゆる年代、老若男女がF1に興味を持っているかということそうではないと思うんです。だから、主体は経済効果ということなので、そこはやっぱりきっちり詰めていかないと、安全対策、渋滞対策を含めて考えていかないと、住民にとって何だこれはという話になっちゃうので、しっかり詰めていただきたいというふうに思います。

それから、6点目のオリンピック競技等の仕掛けなんですけれども、まだ模索中だという話なんですけど、来年、もうそこに迫っています。来年オリンピックすぐ来ているのに、今からもう検討していくということで、身の丈に合ったという御答弁いただいたんですけれども、もうでき上がっていきやないですよ。絵に描いた餅になっちゃうとか、要するに設計図とか、要するにそういうものができていてここ1年でもう具体化していくという段階でいきやないのに、まだこれからですということなんですけど、きのう、じゃない、6月9日にやりました、町長からさっき答弁がありましたけれども、エルサルバドルの料理とか、町長のお茶のあれで60人とか来られたということで、外は5,000人くらいいっちゃうということなんですけれども、だからこの辺の状況、もっと早く詰めていかないと間に合わないとか、要するに取ってつけたようなとか経済効果が上がらない施策ができてしまうので、今回の国際親善試合で試みた部分については、どのような検証、まだこれからといえばこれからでもいいんですけれども、思いを聞かせてください。検証の思いを。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 及川議員にお答えいたします。

御質問ありがとうございます。おもてなしプロジェクトと称して、今回6月9日のキリンチャ

レンジカップに合わせて、いわゆる実証実験に近い形の実証というかおもてなしを、オリンピックを想定した実証をさせていただきました。これはあくまでもオリンピックを想定をしながら行いましたので、その反省点というのは本当にたくさん出てきました。ただ、及川議員がもう御案内内だと思うんですけども、やはり何事もやってみないとわからないものだなと。お茶のお手前も、私、担当させていただいたんですけども、町長がお茶をおもてなしするといつて、「町長、誰？」とこう言われるんですよね。いや、そうですね。外から来る人に町長、どんなんだかわかりませんよねと。私、そこで、名札かけろとかと言われて、ああそれも小さなことではありますけれども、気づかない点だなと。交流館を使って開催したんですけども、やはり沿道から交流館に入ってくるのはなかなか厳しいねということで、茶道サークルの皆さんは積極的に、いや、町長さん、これだったら野だてでやったほうがいいよと、外でやったほうが皆さん、パフォーマンスもそうだし、見てくれて何やっているんだろうと来てくれるんじゃないのと、サークルの皆さんから御意見をいただいたりとか、これはやってみないと本当にわからなかったことだなとっております。そして、及川議員御懸念の今から大丈夫なのかと。もう今用意してなきやダメなんじゃないかと。まさしくおっしゃるとおりで、これからがまさしく勝負をかけなきやいけないところだと思っています。ただ、答弁にもございましたセキュリティーゾーン、警備の範囲ということが実はまだ示されていないんですね。なので、どこまでIOCがかかわってくるのか、組織委員会がかかわってくるのかというのが、実はまだ私たちの町にも、私たちの県にも、組織委員会にも、毎月会議をしているんですけども、重大なことがまだ示されていないということ。それが、積極的に私も早く情報をくれくれと言っているんですが、その大もとのところがまだわからないうちに私たちがこれをこれをということもなかなか難しいかなと。これは、本当に卵が先か鶏が先かで、まさしく組織委員会ともしっかりと密に連絡を取り合いながら、及川議員御懸念のその仕掛けということをしていかなければならないという状況でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） オリンピック、もうすぐそこなんですけれども、議会としてもちょっと反省する点あるのかなと。例えば、オリンピックがそこに来ているのに、議会では特別委員会もつくらないで、二元代表制の中で、前回のおもてなしは出ないままで否決させていただきましたけれども、やっぱり議会としてもこういうことやったらどうかということで、特別委員会等をつくってそういう進言をすべきであったなというふうに私も考えておりましたけれども、ちょっとこれは反省でございます。

それから、次に移ります。菅野課長にちょっと御質問します。

町営住宅です。これは先ほどの御答弁の中で、新しい計画を立てたということでございますけれども、その中で、前のこの利府町公営住宅等長寿命化計画、これを見ますと、年次別事業検討によると、平成29年から34年まで6年間で、堀川と石田と八幡崎、計65戸の設計建設で9億円の事業費となるということで、掲載されておりましたけれども、それで20戸廃止ということなんです。この基本構想は変わりないですか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えいたします。

今回、30年度で、再度町営住宅の長寿命化の見直し等を行ってまいりました。基本的にはそちらのほうの戸数なり建設については変わっておりませんが、御承知のとおり、建設年次25年度、復興等の事業がというふうな前置きでありましたので、今後はその復興もほぼ進んでおりますので、あとは関連事業等の時期等を見計らった中で、やはり町営住宅、できれば3団地を合わせた形でちょっと複合的に検討を、今年度中にちょっと課題整理等を進めていきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） 吉岡議員もこの件に関して質問に立たれましたけれども、八幡崎は非現地建てかえと計画されています。その他、石田と堀川、堀川と石田ですか、現地建てかえということですが、まず八幡崎については、新たに建てかえする場合の適地というか候補地というのは、今のところ考えていらっしゃるんですね。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えします。

今回の計画の見直しの中で、やはりいろいろ現地建てかえというふうなプランニングは出ているんですが、やはり3団地とも御承知のとおり50年近くになっておりまして、例えば石田、堀川については、インフラが、特に下水関係、そちらがちょっと難しい状況であります。そうしますと、技術的というか、そういうインフラをあわせた形でいくと、吉岡議員の御質問にもあったように、3団地をどのようにしていくかということを経営的にやはり今年度中に検討して、具体的な計画プランを作成するための検討を今年度中に行いたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） 基本的にそういうことなんですけれども、跡地、特に八幡崎の跡地利用については、どのように考えているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（菅野 勇君） お答えします。

やはり跡地についても、含めて検討したいということで、多分御承知だと思うんですが、八幡崎住宅のところは市街化調整区域でございます。そうしますと、昔法律でありました既存宅地権とかそういったものがもう法改正でなくなっておりますので、やはり現地じゃなく別なところに建てる場合は、跡地も含めて全部検討していきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） それでは、よろしく御検討お願いいたします。

それでは、（2）の文化複合施設の第2期工事についてですが、来年5月に市街化に編入させるということで、答弁ありました。2期工事の完成というのは、令和7年度ですね、平成のあれに置きかえると令和7年度になんですが、利府町公共施設等総合管理計画の第1期計画が終了する時期がちょうど重なるんですね、この時期。ということは、小学校の二小以下大規模工事、改修工事になるか建てかえ工事になるかわかりませんが、初め、各公共施設の全施設の大規模改修時期と重なるということが容易に判明というわかりました。この件に関して、いわゆるここも財源なんですよね。だから、建築費とともに、ホールの維持費、それから2期工事で建てる800席のホールの有効性、あるいは稼働率などを考えながら、もちろん建てるという方向で進めていくんでしょうけれども、ここは一度振り返って考え直すと、経費、財源の関係費の面でも、ということも必要なのかなと思いますが、この辺についてはどうでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 文化複合施設推進室長。

○文化複合施設推進室長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

第2期整備につきましては、文化ホール及び郷土資料館の整備を図るものでございまして、町長答弁にもありましたとおり、都市再生整備事業の交付金の活用を念頭に置いております事業でございます。令和3年から令和7年までの、通常5カ年以内の事業実施というふうなことになるかと、現時点では確定しておりますので、想定はしております。その際、議員御指摘のとおり、課題となるのはやはり財源の確保でございまして、先ほど申し上げましたとおり、そのためにも都市再生整備事業の認定に向けて現在取り組んでいるというふうなことでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） 全員協議会で、たしか2期工事の経費というか建設、造成・建設を含めて大体十七、八億円ということで伺っておったんですが、この件に関して改めて財源内訳をちょっとお示しいただけますでしょうか、現時点で。

○議長（櫻井正人君） 文化複合施設推進室長。

○文化複合施設推進室長（庄子 敦君） おおむね財源の内訳、構成というふうなことで、捉えていただければと思いますけれども、まず都市再生整備事業が40%というふうな形です。それから、町負担となります60%のうち、9割は起債が、これは事業認定いただければ認められるというふうな内容でございます。したがって、54%が起債、残りの6%が一般財源というふうなことになろうかと思えます。その事業費につきましては、今後改めて調査のほうを進めて、ちょっと現状では、やはり現状は景気の状態とか資材の高騰とかを見ますと上がっていかざるを得ない状況なのかなというふうなことも考えておりますが、その詳細については、今後また類似施設の建設例とかそういったものを全国的に調査をしまして、これまでも議員に対しまして、議員全員協議会の場をおかりしまして、文化複合施設につきましては年に1回は、昨年度は2回でございましたけれども、その都度報告・説明を資料に基づいてさせていただいてきた事業でございますので、今後におきましても、そういったスタンスで、あからさまにといいますか、事業の内容を説明させていただきたいなというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） 余り時間ないので、次にいきます。

最後、十符の里プラザの跡地利用についてということで質問させていただきましたけれども、児童センターというのは、前からずっとその方針だということは伺っておりました。

1つは、今の西部児童館と同じ目的というかそういうことだと思うんですけども、西部児童館の今の状況で、あふれている状況でしょうか。それとも、あふれているというか、要するに事業をやっていて、子供たちが充足されている状況か、あるいは大変な子供たちが西部児童館に来ても、何かいろんな行事とかに参加できないような状態が常にあるのか、要するに満杯状態なのか、足りないのか、どういう、今の西部児童館の状況についてちょっとお知らせ願います。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） 及川議員の再質問にお答えいたします。

西部児童館につきましては、現在のところ町内に1カ所の児童館ということもございまして、

大変多くの子供たちに利用をいただいている状況でございます。特に、長期の休み等につきましては、児童クラブの運営等も実施しておりますので、常に施設の利用は充足されているような状況となっているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） それから、新しく児童センターを整備検討しているということなのですが、この今の十符の里プラザの現地建物を利用して整備を進めるのか、あるいはあの地域に生涯学習センターを含めてスクラップ・アンド・ビルドにしてやるのか、その辺の大きい方向性について答弁をお願いします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（櫻井昭彦君） 及川議員の御質問にお答えいたします。

町長答弁にありましたように、文化複合施設の基本構想、基本計画におきまして、十符の里プラザ、今の現施設を児童館に転用するというふうな方向で今検討を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 及川智善君。

○17番（及川智善君） いずれ今回給食を含め「選択」と「集中」、それから公共財ということで、いずれにしても財源が伴うということで、刻々と変わりゆく政府の状況、世間の状況等をしっかりと見定めながら事業を進めていただきたいなというふうに思います。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 以上で、17番 及川智善君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は13時10分といたします。

午後0時16分 休 憩

午後1時05分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

2番 鈴木晴子君の一般質問の発言を許します。鈴木晴子君。

〔2番 鈴木晴子君 登壇〕

○2番（鈴木晴子君） 2番、公明党の鈴木晴子でございます。

本定例会には、3点にわたり通告いたしております。通告順に質問してまいりますので、どう

ぞよろしくお願ひいたします。

1、安全で安心して暮らせるまちづくりについて。

町は、全ての町民が安全で安心して暮らせることのできる地域社会の実現に向けて健全な生活を支援する体制づくりを進めております。そのような中、全国的に思いもよらない通学中の事件や通学路等での事故が相次いでおります。

町としても、さらなる安全対策が必要であると考えことから、次の点をお伺ひいたします。

(1) 通学路や保育施設・子育て関連施設付近の道路の緊急安全点検を行い、交通量の多い場所については、ガードレールの設置や防護ポールの設置など、さらなる安全対策を図るべきではないでしょうか、お伺ひいたします。

(2) 国は、平成30年6月、前月に新潟で起きた下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件を受け、「登下校防犯プラン」を策定いたしました。町の取り組み状況をお伺ひいたします。

(3) 全保育施設へ散歩ルートの点検や交通安全教室の開催を呼びかけてはどうか、お伺ひいたします。

(4) 全国的に高齢者の運転ミスによる事故が後を絶たない現状でございます。先進自治体では、民間企業との協働により、免許返納者へのさまざまな策を行っております。町の施策として、免許返納者へ「町民バス1年間無料」を行っているところではございますが、ほかにも検討してはどうかお伺ひいたします。

2点目、児童虐待防止への取り組みについて。

児童虐待は、児童相談所への相談件数の増加や重篤な児童虐待事件が後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっております。町としての児童虐待防止対策へのさらなる取り組みをお伺ひいたします。

(1) 平成30年12月に策定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について、以下の取り組みをお伺ひいたします。

①「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置について、現在の取り組み状況をお伺ひいたします。

②市町村の専門性強化について、どのように進めるのか、お伺ひいたします。

(2) 児童虐待防止の自治体の取り組みとして、啓発運動は重要でございます。町も、さまざまな啓発をしているところではございますが、さらなる取り組みとして、町民向けの児童虐待防止イベントを開催してはどうかお伺ひいたします。

（3）本年は、「子ども・子育て支援事業計画」の策定年度となることから、町として児童虐待防止への取り組みをどのような方向性で明記することを検討しているのか、お伺いいたします。

3点目、文化複合施設第2期計画について。

文化複合施設第2期計画について、以下の点をお伺いいたします。

（1）平成27年7月の全員協議会での説明で、第2期計画の事業費は17億円でした。第1期計画の事業費が大幅にふえている中、第2期計画は計画どおりの事業費でスタートできるのでしょうか。現在の経済状況を踏まえての建築費の試算はなされているのでしょうか。また、財源確保の見込み、今後の町財政への影響等をお伺いいたします。

（2）大ホールの運営方法について伺います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、安全で安心して暮らせるまちづくりについての（1）、（3）、（4）は町長、（2）は教育長、2、児童虐待防止への取り組みについて及び3、文化複合施設第2期計画については、町長。初めに、町長。

○町長（熊谷 大君） 2番 鈴木晴子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の安全で安心して暮らせるまちづくりについてお答え申し上げます。

まず、（1）の通学路等のさらなる安全対策についてでございますが、さきに土村秀俊議員の一般質問において答弁しておりますように、各小中学校や保育施設等に対し、通学路等における事故防止のため、再点検等の実施及び児童や園児に対する交通安全の指導や啓発について指示しているところであります。

また、交通安全啓発活動として、警察署や交通安全関係団体と連携し、運転者に対する啓発活動、通学路での街頭指導、交通安全教室の開催等を継続し、子供たちの安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、防護柵などの安全施設整備につきましては、再点検による調査結果を踏まえ、通学路等安全対策推進会議において検証し、対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、（3）の散歩ルートの点検等に係る全保育施設への呼びかけについてでございますが、町では、平成21年4月に利府町特定教育・保育施設等危機管理対応マニュアルを作成し、危機管理に関する基本的な考え方の共有を図り、安全な保育環境の整備に努めているところであり

ます。

先日、滋賀県大津市で起きた事故を受け、活動における移動経路の安全性や保育士配置体制について再確認をする必要があることから、危機管理マニュアルに基づき、町内の全保育施設等に対し、園外活動における安全対策の再点検について指示をしたところであります。

点検の結果及び今後の安全対策における取り組みにつきましては、町内特定教育・保育施設等で組織する安全委員会において各施設から内容の報告を受け、安全対策について確認をしております。

また、保育施設での交通安全の啓発につきましては、絵本や紙芝居による意識づけや次年度就学児を対象とした交通安全教室に参加しているほか、今回のような事故が起きた際には改めて交通ルールに関する話をするなど、機会を捉えて行っております。

保育施設での園外活動は、周辺の自然に接したり、地域の方々との交流や社会のさまざまな文化や伝統に触れるなど、園内での活動ではできない豊かな体験を得る貴重な機会であるとともに、交通ルールについて学ぶ機会でもあり、子供の成長・発達において重要な活動であります。町といたしましては、子供の健全な発達を育むため、保育部門や交通安全部門、道路管理部門等の関係機関が連携するとともに、地域の御理解や御協力を得ながら、さらなる安全対策を講じてまいります。

最後に、（４）の免許返納者に対する施策の検討についてでございますが、議員御指摘のとおり、高齢運転者による交通事故の発生は後を絶ちません。町としても、高齢運転者の交通事故の抑止を図るため、交通安全運動期間中に安全運転の啓発及び自動車学校の協力により高齢運転者ドライバー交通安全教室を開催し、参加した方々に安全運転の再確認をしていただいております。

運転に不安を感じるようになった方には、車を運転しない、させないということで、運転免許証を自主的に返納する制度があり、返納者は増加しており、高齢運転者の方々による交通事故の抑止につながっていることを感じております。

運転免許証返納の促進を図る上でも、自治体や民間企業では返納者に対する優遇措置を設けておりますが、その内容については、各市町村さまざまであり、また民間企業の優遇措置の多くは運転経歴証明書を提示することにより特典を受けられるものとなっております。

昨年の9月定例会において鈴木忠美議員から同様の御質問があり、その際、免許証返納者の移動手段に対する助成として町民バスの減免乗車券やミヤコーバスの100円引きチケットの交付につ

いて答弁しているところですが、それ以外にも民間企業が実施している宮城県タクシー協会の乗車割引やイオンリテールの自宅配送サービスなどがございますので、運転免許証返納について啓発する際にこれらをPRしてまいりたいと考えております。

次に、第2点目の児童虐待防止への取り組みについてでございますが、（1）から（3）までは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

本町では、要保護児童等の適切な支援や関係機関の連携を図るため、要保護児童対策協議会を設置しており、児童福祉法で義務づけられている研修を受講した調整担当者として、現在看護師1名、保育士1名を配置し、専門的な知識及び技術に基づく対応をしております。

また、児童虐待防止の啓発活動については、年間を通じて子育て支援施設や医療機関へのポスター掲示、パンフレットの設置を行っているほか、11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、のぼり旗の設置や公用車へのステッカー装着など、集中的な広報啓発活動や講演会を開催しております。

議員御質問の児童虐待防止イベントについては、単独での開催は考えておりませんが、今後も子育て支援イベントの機会を捉え、広報啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、子ども・子育て支援事業計画における児童虐待防止の取り組みについてでございますが、計画策定に当たり実施したアンケート調査結果や国の児童虐待防止対策体制総合強化プランなどを踏まえ、児童虐待の早期発見・早期対応及び未然防止など、児童虐待に対する必要な支援体制の充実などについて協議を重ね、計画策定に進めていくこととしております。

最後に、子ども家庭総合支援拠点の設置についてでございますが、これまで設置につきましては努力義務とされておりましたが、児童虐待防止対策体制総合強化プランにおいて令和4年までに全市町村に設置するとの方針が出されたことから、本町においても設置に向けた体制整備などについて検討を行っているところであります。

次に、第3点目の文化複合施設第2期計画についてでございますが、（1）と（2）は関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

さきに及川智善議員の一般質問で答弁しておりますように、第1期の事業費が資材高騰により増額となっており、御心配をおかけしているところでございます。議員御質問の第2期計画の事業費につきましては、当時の概算事業費であることから、第1期工事と同様に社会情勢の変動による工事費の増額が考えられますが、今後の見通しが不確定であるため、これらを反映した詳細な試算は行っておりません。

また、大ホールの運営方法についてでございますが、第1期工事分の管理運営方法については、指定管理者制度を予定しており、近隣市町村の状況等を含め、多角的に検討を行っているところであります。今後は、その結果を踏まえつつ、第2期工事分の管理運営方法を決定したいと考えております。

さらに、財源の確保につきましても、先ほどの及川智善議員の一般質問で答弁しておりますように、社会資本整備総合交付金を活用しながら事業を実施したいと考えており、施設整備の一部にふるさと納税型クラウドファンディングの活用など、新たな財源確保に努めながら第2期計画を進めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 2番 鈴木晴子議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の安全で安心して暮らせるまちづくりについてお答え申し上げます。

（2）の登下校防犯プランの取り組みについてでございますが、この登下校防犯プランは、登下校時における児童生徒の安全を確保するための総合的な防犯対策として、地域における連携の強化、通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善などの項目により構成されております。

町の取り組みといたしましては、地域の連携の強化として、塩釜警察署、仙台土木事務所、生活安全課、都市整備課、教育総務課で構成する利府町通学路安全対策推進会議を平成27年度から設置しております。

また、毎年8月には、委員御承知のとおり、小中学校9校のPTAが参加しての通学路危険箇所合同巡視点検を実施し、危険箇所等の確認と対策を実施しております。合同点検のほかにも、学校は昨年9月までに通学路の緊急点検により通学路の再点検を実施しております。

また、塩釜地区学校警察連絡協議会により、二市三町の学校、教育委員会、警察が不審者等についての情報共有を図るとともに、不審者情報は速やかに学校、児童クラブ、保育施設等にも通知を行い、それぞれの施設において保護者宛てにメールを配信し、施設としての対応を含めた情報の発信を行っております。また、スクールガードリーダーに連絡し、見守りを行うとともに、情報の収集にも努めております。

児童生徒につきましても、危険を知る、回避する知識や行動は重要であり、学校は発達段階に応じた逃げることや助けを求めることなどの指導も実施しております。

今後も、これらの取り組みの充実を図るとともに、「子ども110番の家」を初めとした地域の方々による多様な見守りの担い手を確保し、児童生徒の安全確保対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） それでは、1点目から再質問させていただきます。

1点目、安全で安心して暮らせるまちづくりについて、（1）のさらなる安全対策でございますが、答弁にもありますように防護柵の設置は再点検を行いというふうにありましたが、神奈川県厚木市では、この大津市での事故を受けた翌日から点検を開始したようです。2車線以上の市道同士で、横断歩道と歩道がある交差点全443カ所を点検、その結果、ガードレールや金属製のポール上の車どめなどが不足している交差点が89カ所あって未設置が187カ所あったというふうな調査をしたようです。

それに対して市は、保育園周辺や通学路のほか交通量や事故の多い場所を最優先に可能な限りガードレールを設置する方針で、交差点の形状など難しい場所はポール状の車どめをするというような対策をもう既にしているということで、そういうふうな面からも、本当に子供を守るという観点から、このような調査をしていくべきではないかというふうに思っております。把握していくべきではないかというふうに思っております。町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。町長。

○町長（熊谷 大君） 鈴木晴子議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほども土村議員の御質問でも答弁させていただきました。私どもも、事故が起こってからすぐ点検と、または保育所の皆さんには散歩コース、散歩マップですね、再度点検ということ促しているということも答弁させていただきました。子供を守る観点からということで、8月3日にもPTAの皆さんを初め、町も各課とともにそのルートを、または安全点検ということで、町をいろいろと見ていただくということも予定されていると聞いております。そうした観点から、町ができることは何でもやっていくということの姿勢は変わることはございませんので、さらに子供の通常、子供の通学路ということで、集中をするということではないんですけれども、保育園の皆様の意見もしっかりと踏まえながら町でしっかりと把握をしてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 言葉の把握ではなく、厚木市のように数字でしっかりと把握していくことが必要ではないかというふうに思っております。ことしに入ってから町内で、通学中の事故が発生しているのではないかと思います。何件発生しているのかお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁。発言する人は 。教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答え申し上げます。

今年度に入りましてからは、こちらで把握しているものにつきましては、3件となっております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 今年度に入ってもう既に3件の事故があるということは、本当に対策が必要だというふうに考えます。そういう中で、通学路という観点で、学校が指定している通学路だけではなく、家から学校までの道順が通学路というふうに考えるべきだと国は言っております。そういう中で、学校が言っている通学路まで行くまでの道に、家を出てから大変細い道とかを通らなければいけない子供も中にはいると思います。そういう面からも、家庭訪問の際などに、特に1年生、2年生の事故が多い部分もありますので、先生と保護者と子供と、その部分を確認し合うということが大事ではないかというふうに考えますが、このような対応ができるものなのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

各学校では、新学期が始まりますと、特に1年生などは先生と一緒に家の途中まで下校をしたり、あるいは保護者の方から実際に歩いている場所を教えてください、それをもとに学校の先生方でその場所を点検するなどの対策をとっております。

そのほか4月には交通安全教室を開いたり、あるいは不審者対応の教室を開いたりということで、子供の安全を守るための指導を行っておるところでございます。

実際に交通事故が起きてしまうことはいろいろな場所が考えられるわけですが、これまで行っております合同による安全点検、あるいは学校独自による点検をさらに充実して事故のないような方法で進めていけるよう考えていきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 今申し上げたのは、一人一人に合わせた通学路の確認を学校と保護者とできるのかと、大事な部分をきちんと先生というか学校から指導してあげる。親はその部分が安全だというふうに思って子供に言っていることもありますけれども、ほかの人から見たときに危険だと思える場所も通らせている可能性もあると思います。そういう部分では、どこを通過するのかという丁寧なやりとりを1年生だけでもできるような体制をというふうに申し上げました。そ

の部分、もう一度お伺いします。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。指名されているから。

○教育次長（宮本利浩君） お答えいたします。

確かに児童一人一人の通学路をきちんと把握するという体制には至っていないかもしれませんが、学校で指定している通学路が安全かどうかということについては、年度初めに点検を行っているところです。今御指摘のとおり、一人一人が実際にどこの場所を通過して学校に来ているのか、うちに帰っているのかは、家庭訪問等で保護者にお話を聞いたり、学校で実際にその場所を確認するなど、さらに安全が強化できるように進めてまいりたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 多様な対策をお願いします。

通学路の危険箇所の選定についてちょっとお伺いしたいんですけれども、私自身も携わってきたのでよくわかるんですけれども、こちら危険箇所抽出していただくときに各学校から上がってきた部分で対応を今しているところではありますが、その各学校の抽出というか選定をする際は、各学校に任せてある状態だと思います。そういう面では、町のほうで、保護者一人一人、学校によってはアンケートを実施して選定している、保護者に確認をとっている学校もあります。ばらばらの状態で上がってきたものをチェックしている状態ですので、全部をチェックできているとは思えないと思っています。そういう部分では、町のほうからの指導で、全保護者に対して、また地域、町内会とかに確認をして危険箇所を確認していく、選出していくという方法が大事ではないかというふうに思いますが、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答え申し上げます。

点検箇所の選定についてでございますが、議員おっしゃるように、やはり学校から上がってくる部分が大きいのかなと思っております。しかしながら、学校におきましても、学校評議員さんや地区とつながった形で、防犯ボランティアの方、そういった方々のお話を聞きながら実施しているものと考えております。

また、スクールガードリーダーについて先ほどお話ししましたが、そういった方たちが通学をともに歩きながら見ていただいているところもございますので、さらにそういった部分を活用してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 町のほうから全保護者にもきちんと選定してもらうような形の指導はできないのかと聞いているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） 現在は、やっている学校、やっていない学校、申しわけございませんが、こちらのほうでは確認しておりません。学校のほうと相談しながら、よりよい選定のプランを考えてまいりたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 確認していただきたいと思います。

次に、②の登下校防犯プランのほうにいきたいと思います。

このプランは、先ほどの通告書のとおり、昨年の新潟県で起きた下校中の事故を受けて策定されたものでございます。通学路に関して、防犯の観点からも、点検が必要になっております。現在の町の危険箇所としては、交通安全対策の観点からの選定がほとんどとなっております。ホームページで公開されている部分も見ただければわかると思いますが、防犯の観点からの安全対策箇所の抽出も必要であると思います。先ほど申し上げましたとおり、保護者から吸い上げるという部分では、その部分も含めて学校へ指導していくべきではないかというふうに考えます。国は、通学路点検時のチェックリストというものを作成しております。このようなものを活用しまして学校にお話をしていくということが大事ではないかというふうに考えますが、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（宮本利浩君） お答えいたします。

確かに交通安全の面からの点検は中心に行ってきたところでございますので、防犯の観点からも安全について留意すべき点があれば、情報をもったり、あるいは学校みずからで情報を得たりしながら充実させていくようにしていくことが望ましいと考えます。

なお、不審者等の情報については、先ほど教育長が答弁したように、速やかに関係機関に情報を流し、その都度タイミングよく注意喚起ができるよう図っているところでございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 学校がメール等を使って防犯対策をしているところは私もよく存じ上げております。ただ、歩いていると、いろいろな保護者の方から、ここは暗くて危険だという声を本

当によく聞きます。そういう面からの危険箇所という部分で抽出していけるような体制をというふうに考えます。そして、このプランの中には、多様な担い手による見守りの活性化とあります。先ほど教育長の答弁でも、「多様な担い手を確保し」というふうな言葉がございました。そういう面では、町で見守りをしている地域はどの程度このようなボランティアで見守りをしている地域がどの程度あるか把握はしておりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答え申し上げます。

児童生徒の見守りの状況でございますが、学校によりましてボランティアさん、例えば婦人会ですとか、それから町内会さん、それからPTAの方たち、そういった方に見守りをお願いしているところもございます。あとは、挨拶運動ですとか、それから教職員が折々に子供たちの登下校を見守るなどしてやっているところがございます。それからあと、「子ども110番の家」がございますので、そちらのほうで研修なども行いながら子供たちの見守りを行っている状況でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 本当PTAとかがしていることは私もよくわかっているところではあります。仙台市では、歩くボランティアとして、アイ・アイキンジョパトロールという取り組みをしております。歩きながらの見守り、犬の散歩などをしながらボランティアをする体制なんですけれども、自分の住んでいる地域を防犯意識を持って見守っていただいて、自分の生活スタイルに合わせたボランティア活動ということで、本当にすばらしい取り組みだなというふうに思います。また、那智が丘の地域では、わんわんパトロール、犬の散歩をしながらやっているとか、いろいろな見守り活動があると思います。こういう面からも、実際活動するのに立ち上げるのが大変で、なかなかそこまでは至れないけれどもお手伝いをしたいと思っている方が私のところにもたくさん声がかかってきております。そういう面からも、仙台市のような、アイ・アイキンジョパトロールとなっていますけれども、このような取り組みをぜひ進めていくような体制を備えてはというふうに考えますが、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

町におきましては、「あいさつ運動」というものを行っております。議員も御存じのように駅前ですとか、それから学校単位で行っているものがございますが、こちらの活動につきまし

では、子供たちが登下校の際に挨拶をするということで、いろいろな方の視線を集めながら、安全に登校することの一因となっているものと考えております。ただいま御提案いただきました犬の散歩ですとか、それから例えば花に水やりをしながら子供たちの様子を見ていただくとか、そういったことにつきましては、非常に有意義なことと考えておりますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） このプランの中にも、ながら見守りが大事だというふうなことが載っておりますので、やはり簡単にできる見守りという体制を整えていっていただきたいなというふうに思います。

次に、3点目の保育施設への安全の呼びかけということです。先ほど土村議員のやりとりを伺いましたので、大体はわかりましたが、1点、次年度就学児を対象とした、子供を対象とした交通安全教室は、それだけ合図を行っているということでしたが、先生方の交通安全教室も必要ではないかと考えます。保育施設を乗り越えた先生同士の危険を共有し合うような場、またともに勉強し合う場、そのような場も必要ではないかというふうに考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

子供の交通安全教室のほかに保育士、従事する先生方が学ぶ場ということの御質問ということでございますが、町のほうでは定例的に年2回、交通安全等を含めた安全管理委員会のほうを設置をしております、その中で、定期的に安全に係る学びの場というのを設けております。今回も、大津市の事故を受けまして、各施設でどのような対策をとっているのか、どのような形で交通安全に関する子供たちの学びの機会を持っているのかなど意見交換をして、それぞれ学び合いということで危機管理をやっておりますので、そういった形を今後も継続しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 今後は、先生同士、先生自身の、集まってくる代表の方だけではなく先生同士のつながりというか危機の共有し合うことが大事だというふうに思いますので、検討していただきたいと思います。

次に、4点目の高齢者の免許返納対策についてに移ります。

この対策で、最も大切な対策の一つに高齢者が免許を手放しても暮らしていけるというふうに感じられる体制が大事なのではないかというふうに思っております。町は、高齢者の方が自動車から公共交通に容易に切りかえできる環境にはないという課題があるというふうに申しているところでございます。地域公共交通網形成計画の中でそのようにうたっております。この計画の中に町なか経路を進めることになっておりますが、この経路は、高齢者の移動しやすい環境づくりに配慮したものになるのかお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（櫻井昭彦君） 鈴木議員の御質問にお答えします。

公共交通網形成計画の中の町なか経路についてでございますが、今東西2路線で町民バス、それから民間バスは宮城交通さんの民間バスが動いております。そういった経路を総合的に考えまして、町なか経路というのは、駅、文化複合施設、これからできる、それから役場、それから大型商業施設、これらを巡回する経路として、それらを東西線それから民間バスとつなぐというふうな内容になっております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 高齢者の方が動く時間というのは昼間の時間帯になりまして、民間バスにつなげるということでしたが、そうすると民間バスが昼間動く便数がかなり少ないことになってしまっております。この町なか経路のバスが人が多く住んでいるところまで移動できるような体制を進めることはないのか、お伺いします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（櫻井昭彦君） お答えします。

今お話ししたように、各団地を回るものではなくて、今町で想定しているものは、先ほど言った町の中心部を巡回しまして各町民バス、それから民間バス、それらとつなぐ意味合いの経路ということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） やはりそうすると団地の皆様は、特に団地の皆様は、民間バスは昼間動かない、便が少ないので、やはり大変な思いをしている状況ですので、その辺はきちっと高齢者が安心して暮らせる町という部分では検討していかなければいけないことだと思いますので、その部分十分に考慮しながら計画を練っていただきたいというふうに思います。

先進自治体例の返納策としては、タクシーチケットの補助がございます。先ほどの計画の中に

ニーズ調査結果というふうなものがありまして、このタクシーチケットの補助を求める声が第3位と高い割合となっております。現在町では、返納者へ町民バス1年間無料、また70歳以上の方には民間バス100円チケットサービスということでやっておりますが、どちらも走っていない地域に住んでいる方、どちらかしか走っていない地域に住んでいる方の、今までもさんざん指摘されている部分ではございますが、そういう面からも、このタクシーチケット補助を新設しまして、町民バス無料なのか、民間バスなのか、タクシーチケットなのか、選べるような策が必要ではないかというふうに考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（櫻井昭彦君） お答えします。

タクシーチケット、多分何回かに限った無料券かなと思うんですけども、宮城県のタクシー協会のほうで、返納者に対しましては1割減免の制度を行っております。それにかわるものとしてそういった制度を御活用願いたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） ニーズ調査でも第3位となっている部分、また先ほど指摘しました部分から考えても必要なものだと思いますので、この部分、町長にお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 鈴木議員、もう一度。語尾をしっかりとはっきりしないと、こっち聞こえない。

○2番（鈴木晴子君） ニーズ調査で、第3位となっているタクシーチケット補助でございます。この部分、今できないというふうな回答だったと思いますが、町長にこの部分をお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 鈴木晴子議員の再質問にお答えします。

タクシーチケット補助ということに関して、今政策課長に答弁をしてもらいましたが、それ以上のことは私からは何も言えることはないんですが、ただ交通の足ということは、町民の皆様様の足ということは非常に重要なことであります。さまざまな政策的な試み、取り組みをしていかなければならない、足を確保するためには、町でももちろん考えております。

それで、注目しておったのは、泉パークタウンで行われた電気自動車バスの実証実験を注目しておったわけですが、極めて私たちの町と近い環境にあるところなんではないかと思って、あれが終わったらすぐ利府町でもお願いしますと言おうと思っていたんですね、東北大学が取

り組んでいることで。そうしたら、3日間か4日間やる実証実験が1日で終わってしまってバスは引き上げてしまった。何でですかと聞いたら、乗る人いなかったと。結局は、町がどれだけしっかりしたものをよかれと思ってやったことであっても、やはり住民の皆様の大きな声ということが形になるなり力になるなりしないと、なかなか絵に描いた餅になりかねないという、私もその実証実験のてんまつを聞いて思った次第でございます。タクシー補助の件も、私は同様なんではないかなと。まずは町がやれることということとをさまざまなあらゆるチャンネルを通してやっていくことから始めたいなと思っております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） でも、ニーズでは3割もあるわけですから、少し検討していくべきではないかと考えます。返納のきっかけづくりとしてなんです、私が平成29年3月の一般質問で地域包括支援センターへ物忘れ相談プログラムタッチパネルを設置してはというふうに提案させていただきましたが、こちらはチェックすることにより自分がどの程度認知機能が衰えているのかがわかるようなチェックでございますが、家族が返納させたいと思ってもなかなか踏み切れないという方には有効なものではないかというふうに考えますが、やはり高齢者の交通事故がふえているという部分では、このようなものも設置していくことも大事かなというふうに考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（伊藤文子君） お答えいたします。

平成29年の3月の一般質問において質問いただいているところでして、その後実際に相模原市さんのほうに問い合わせをしております。議員御提案の認知症の自己診断機器の設置なんです、相模原市さんのほうでは3区に1台ずつ3台設置されているということで、ただ設置費がかなり高額になっております。各種講座とかイベント等において今利用されているようなんですが、実際に機器を利用されている方の延べ件数なんです、28年度で966件、それから29年度で394件、30年度で543件ということで、毎年1割近くの方に物忘れの疑いがあるという結果が出ておまして、医療機関の受診などを進めているというお話を相模原市からいただきました。ただ、相模原市の65歳以上の高齢者人口から見ますと、この機器を利用された方は高齢者人口の0.29%ほどでございましたので、延べ件数ということも考えますと、まだ余り利用されていないのかなというふうに思いました。

また、1人に10分ほどの時間がかかるということで、高齢者の方お一人での操作は難しくて、

説明者もつかないといけないというようなお話で、高齢者の方の1人での活用は難しいというお話をいただきました。

また、相模原市の住民の方からは認知症という文言が提示されることに大変抵抗があり、病院につながらないというような声も聞かれているというようなことでしたので、本町におきましては、費用対効果の点からも、認知症の自己診断機器の導入は難しいのではないかというふうに考えております。

ただ、現在、65歳以上の方々を対象とした介護保険の65歳到達者説明会におきまして、認知症の早期発見のための簡易チェックリストという15項目のチェックリストを入れた冊子をお配りして御紹介しております、そこで自己診断を推奨しているところがございますので、そういう形で自己診断のほうを進めていければなというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 次に、2点目の児童虐待防止への取り組みに移りたいと思います。

まず、1点目の児童虐待防止対策体制総合強化プランの中の①の家庭総合支援拠点の設置についてでございますが、国が令和4年までということでは、令和4年までには必ず設置しますということでしたが、こちらをもっと早くできないものなのか。

また、こちらは、家庭総合支援拠点については、子ども支援課の管轄ではありますが、やはり母子保健という部分との密接な関係もありますので、子育て世代包括支援センターとの一体的運用が望ましいというふうに国は言っております。そういう部分から、どのような方向性で設置するものなのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

答弁のほうで、令和4年までに国が設置しなさいというふうにされておりますということでは、お答え申し上げますけれども、議員のただいまのお話にありましたように、町のほうでは既に子育て世代包括支援センター、母子保健型という形で設置をしております。子ども支援課といたしましても、子育て世代包括支援センター、あるいは要対協とやっぱり一体的なサービス提供が望ましいというふうに担当としても考えておりますので、一体的な整備に向けてということで、現在庁舎内で検討させていただいているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 最適な運用をお願いしたいと思います。

それから、②の専門性強化についてでございますが、2004年の児童福祉法の改正で、市町村は児童相談所同様に通告を受ける機関として位置づけられております。子供虐待問題に取り組んでいる日本社会事業大学の宮島教授の話では、「市町村は母子家庭や保育、教育に深くかかわっている。だからこそ、児相と同等以上に基礎自治体が虐待の予防も含めて困難を抱えた子供と家庭をケアしていく必要がある」というふうに強調しております。残念なことに、先日北海道でも事件がありました。この事件では、警察と児相の連携不足ということが指摘されております。そういう面からも、やはり当事者意識を持った人が大事ではないかと思えます。市町村は、その人が住んでいる一番の守れるところなのかなというふうな思いで、専門性を強化してそのような人を配置していくことが大事だというふうに思いますが、町の考えをお伺いたします。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） 答えいたします。

専門性の強化ということで、先ほどの町長の答弁でも答えさせていただいておりますが、児童福祉法が改正されて、町のほうでも要保護児童対策協議会に調整機関を置くこととされたところです。その調整機関には調整委員を置くというふうな規定がございます、そこに配置できるのが、国の定める研修を受講した者を調整員として2名配置しなさいというふうになっております。受験資格は、保育士、保健師等、専門の職種で、なおかつ研修を受講した者というふうにされておまして、法改正が平成28年ございましたので、それから町のほうでも職員を配置し、研修を受講して、昨年2名とも研修のほうを受講を修了して修了証等も頂戴しております。そういった形で、専門の研修を受けて専門に児童虐待に対応する職員ということで、体制としては強化されてきているものというふうに考えております。

それと、今回のさまざまな虐待の事件が報道されているわけでございますけれども、我々担当としても非常に危機感を持って対応させていただいております。当然そういうことの事件が起きないように、私たちも日ごろから子育て家庭にあるお母さん方、そういったことで、子育て世代の包括支援センターであったり子育て支援センター各施設と連携を強化しながら児童虐待の防止に取り組んでいるところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 次に、（2）の児童虐待防止啓発運動のほうにいきたいと思います。

今回、親の体罰禁止が閣議決定されました。ありましたが、親は自分で言っている言葉が虐待に当たるかどうかということをはなかなか理解できない部分もあるのかなというふうに思います。

そういう面では、しつけと虐待のラインを親同士が共有し合う場も必要なのかなというふうに思います。また、ネグレクトの問題、夏休みなど昼御飯がない。一日中放っておくようなそういうようなネグレクトの親も、でもそれが虐待だと思っていない親もいるかと思います。そういう面では、そのような部分を共有し合う場が必要ではないかというふうに考えておりますが、また虐待通告の義務でございますが、これは全ての国民に課せられた義務でございます。児童福祉法第25条の規定で、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は全ての国民に通告する義務があると定められています。この通告の義務があるということを知らない人もおります。先ほどのネグレクトだったりだとかそういうのを見ても、ああそういう親がいるなと思っているだけで終わっている人がいっぱいいるのではないのでしょうか。また、どこに通告したらよいかわからないというふうに思っている人もいるのかなと。「189（いちはやく）」という番号はありますが、そこまで、また警察に連絡するまで、でも心配だなと感じている周りの近所の方はいるのではないかと思います。そういうような部分では、いろいろな事例を挙げて、このような部分は町に、家庭総合支援拠点ですね、相談してくださいというような告知というか、そういうような広報も大事ではないかと思います。広報紙であったり、ホームページであったり、さまざまな媒体を使ってこのような部分を住民に周知していくことが必要ではないかと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） お答えいたします。

虐待の通告の義務に関しての周知啓発ということでございますが、やはりこれまでも町といたしましても、「189（いちはやく）」というポスターを各町内会のほうであったり、各公共施設のほうには張らせていただいております。それと、機会があれば、そういった形ものを窓口に設置をしたりということで、周知はさせていただいているんですが、なかなかやはりそれが皆さんに伝わらなかったというのはあるのかなというのを私も考えております。ただ、やはり今回の報道にあるような事件が多発しているという状況もありまして、やはりメディアの力は非常にすごいなど。やっぱりそういった事件が起きて、これまでやっぱり通告をちゅうちょしていた方も、役場のほうに今は非常に連絡をいただける機会がふえたというのを私たちも認識しているところです。それだけに関する周知というのはなかなか難しいというふうには考えておりますけれども、各種団体の会議の際であったり、やはりそういったところを活用させていただいて、ぜひそういった虐待と思われるケース、あるいは泣き声

が近所であったら、役場のほうであったり、189のほうに通告いただけるようなお知らせをさせていただければというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 特に近所の見守りという部分では、町内会の皆様に御協力いただくことが非常に重要なと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、3点目の子ども・子育て支援計画への方向性という部分で、必要な支援体制の充実などについて盛り込んでいくというふうになっておりました。今の現計画では、項目としてはこの虐待の部分はその他というふうなカテゴリーになっています。福岡県の柳川市では、こちらは基本目標と掲げております。また、滋賀県草津市では重点的な取り組みとしております。町として、こういうふうな面からも、どのような方向性で位置づけしていくのかという部分をお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（菅井百合子君） お答えいたします。

ただいま第2期の子ども・子育て支援計画の策定作業中でございます。今回、国のほうから示されている市町村で設置を記載が義務づけられているものの中には、御質問にありました子育て世代包括支援センターの設置であったり、子ども総合家庭支援拠点の設置についても、今回の第2期計画の中に目標量として記載をすることが今回プランの中に盛り込まれております。そういったのを踏まえまして、今回の第2期の計画の中により具体的な部分での掲載というのを考えていく必要があるのかなということで、考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 基本目標、やはり重点的な取り組みという部分で、掲載を考えていただきたいと思います。

次に、3点目の文化複合施設第2期計画のほうに移りたいと思います。

（1）の試算、財源確保、財政への影響の部分でございますが、試算は今ではできないということでしたが、1期工事の経緯をたどれば、5年前の計画ですので、増額は避けられない状況にあると考えます。また、近年、このような類似施設の状況を見ましても、増額になり問題になっている実態もあります。

町財政の影響として、地方債について伺いたいと思いますが、利府町財政計画（平成25年から32年度）の計画で、計画している地方債の額と平成29年、平成30年とあと今年度は計画は7億円

ずつでございましたが、29年度は12億円、実際、平成30年度は21億7,000万円、今年度は17億4,000万円ということで、計画合計21億円が51億円に、3年で30億円の増になっているような、単純に見ると当初計画とはかなりかけ離れた数字になっているように感じております。

平成26年12月議会で、吉田議員の質問に対しましての答弁で、「今後の償還額は今後も13億円で推移し、平成36年、令和6年には12億円になり、平成46年、令和16年以降は年々減少し、平成55年、令和25年には10億円になる」との答弁でございました。この数字、現時点でどの程度変わっているのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） 鈴木晴子議員の再質問にお答えいたします。

今、詳しい資料、手元にございませぬけれども、年々地方債の残高はふえているような状況でございます。現在、地方債の残高、当初予算のほうでも平成29年で117億円あったものが現在は当初予算で140億円弱というようなことにもなっておりまして、さらにこれから文化複合施設とかこういうものがふえてまいりますと、残高は当然ふえていくようなところでございます。事業を起こすには当然に地方債の借り入れというものは出てくるわけでございますけれども、できるだけ交付税に償還の分が反映できるようなものをお借りするような形にしていきたいというところでございます。

今後、どれくらいの金額で償還が出てくるのかということについては、10億円前後というような数字で推移するかなというところでございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 単純にもう30億円ふえたのであれば、30年間は1億円ふえているのかな、その時点よりもというふうに思うんですけども、税収増も白石沢地区や新中道地区ということであるかと思いますが、それでも先ほど町営住宅であったりだとか、プールの運営であったりだとか、毎年多額の費用がかかっているところで、また文化複合施設もつくった後に今度は維持管理がかかってくるところでございます。そういう面からも、財源の確保、また起債を抑えるという考えでいかなければいけないと思うんですけども、2点目の大ホールの運営につきまして、やはりこういう部分からも運営を上手にしていかなければいけないのかなというふうに思っております。

県内の800名のホールがそれぞれの自治体で持っておりますが、私が見たところによりますと、青年文化センターを省いたとしても、かなり稼働率が低いのかなというふうに思っております。

町として、この稼働率という部分はどうに見込んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 文化複合施設推進室長。

○文化複合施設推進室長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

文化ホールの利活用につきましては、これまで有識者による検討や広報などにおきまして住民ワークショップ等で御意見をもとに平成30年に策定しました管理運営基本計画等においていろいろとその内容について提言をいただいているところでございます。

基本は町民の皆様の施設でございますから、例えば、既存の町の行事でありますとか、あるいは活動成果の発表の場でありますとか、学校行事、そのほか新たなものといたしましては、例えば劇団のミュージカルであったり、お芝居、コンサートなどのプロの興行も誘致を図っていったほうがいいのかというふうな御意見等もいただいているところでございます。

また、ワークショップにおける御意見といたしましては、通年事業の位置づけで、吹奏楽であるとかコーラス、ロックフェス、それから和太鼓などの定期演奏会などの開催も検討していくというふうなことで、可能な限り利用率のアップを目指していくようにしていくというふうなことで、計画は話されておるところでございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 数字的に稼働率ほどの程度と見込んでいるのでしょうか、伺います。

○議長（櫻井正人君） 文化複合施設推進室長。

○文化複合施設推進室長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

まだその数字的なものというふうなことで、具体的な数字のほうはちょっとお示しすることができませんので、今後、いずれにしましても、利用率の向上策はいろいろと探っていくというふうなことでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） あと7年でスタートするという部分では、その数字的な部分も追いながら進めていくことが必要ではないかというふうに思います。800名のホールの活用として、東京で外国人観光客に人気なのが歌舞伎や舞台ということで、日本橋ですので余り参考にはならないかもしれませんが、夜の公演を行って訪日客の取り込みを見越したエンターテインメントプログラムを打ち出しているというところでございました。そういう面からも、インバウンド、特に松島に来た外国人観光客をターゲットにした夜の考慮という部分も、いろいろなアイデアを考えていく中で活用していけるのかな、町長はいろんなことにチャレンジしていきたいというふうに

おっしゃってりましたので、この800名のホールの活用という部分で、町長のお話をお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） ありがとうございます。鈴木晴子議員の再質問にお答えいたします。

歌舞伎、いいですね。いや、私、先ほど答弁させていただいたときに、落語のワークショップを開いたときに東京の芸協の方と親しくさせていただいて、その芸協に行くときに何か文化複合施設、町の子供たちのために利府、梨だもんな、梨、漢字で書くと、その後に園とつけると梨園だよなど。歌舞伎だなど。それで、芸協の皆さんにそんな話をしたんです。当然、それはおもしろいと。もう早速芸団協紹介するわと、そんな話に今というか、これから7年後、鈴木議員のおっしゃるような7年後、どのような形を見据えて進めていくかというのは考えていかなければならないですけども、まずありとあらゆるチャンネル、または人脈、または子供たちのため、または興行的な数字を上げるため、何でもトライ、チャレンジしていきたいということを思っておりますので、ぜひ鈴木晴子議員におかれましては、アドバイス、または提言、よろしく申し上げます。

○議長（櫻井正人君） 以上で、2番 鈴木晴子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は14時25分といたします。

午後2時14分 休 憩

午後2時24分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 報告第1号 継続費繰越計算書について

○議長（櫻井正人君） 日程第3、報告第1号継続費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号継続費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第4 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（櫻井正人君） 日程第4、報告第2号繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第5 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（櫻井正人君） 日程第5、報告第3号繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第6 報告第4号 水道事業会計継続費繰越計算書について

○議長（櫻井正人君） 日程第6、報告第4号水道事業会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号水道事業会計継続費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（櫻井正人君） 日程第7、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。5番 小淵洋一郎君。

○5番（小淵洋一郎君） 4ページの第7条の3の2、平成22年度から平成45年度まで、これ改正案のところなんですけれども、その下の4行目のところも平成21年から平成33年とありますが、平成を使っている理由を教えてください。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。町民税班長。

○税務課町民税班長（太田健二君） お答えいたします。

この専決処分につきましては、平成31年3月ということで、まだ令和、改元されていませんので、そのときに旧の年号で改正したものでありますので、表記はこのような形になります。以上です。

○議長（櫻井正人君） 小淵洋一郎君。

○5番（小淵洋一郎君） 今後、修正するということによろしいわけですね。

○議長（櫻井正人君） 町民税班長。

○税務課町民税班長（太田健二君） お答えします。

法改正と同じで、もしその箇所に改正があった場合、そのところは令和に改正します。以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第8 議案第25号 利府町町税条例等の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第8、**議案第25号利府町町税条例等の一部を改正する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第25号利府町町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第26号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第9、**議案第26号消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。6番 安田知己君。

○6番（安田知己君） じゃ、ちょっと質問します。最後のページです。改定の影響額、ここに出ているんですけども、特に一般会計のところを見ますと、今回増税されても、改定の影響額、少なく感じるんですけども、これはどういった試算でこのような金額になっているのか、その辺をちょっとお願いします。

○議長（櫻井正人君） 財政経営班長。

○財務課財政経営班長（後藤 仁君） 6番 安田議員の御質問にお答えいたします。

今回の消費税改正に伴う影響額につきましては、単純に見ますと10月以降の6カ月分という

ことになるかと思われませんが、ただ各施設の使用料の使用の申し込みにつきましては、町内であれば3カ月前から申し込みができます。今回の改正では、その許可申請を提出した日でもっての料金の徴収になりますので、実質6カ月ではなくて約3カ月分になるのではないかなど、こういうこともありまして、改定額18万7,000円、影響額ですね、こういう金額で試算をされております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 今のところは理解しました。こういう改定料額出ているわけですけども、値上げされるわけですよ。ということは、利用者数というのは、これ施設の利用者数というのは、これもちょっと減っていくんじゃないかなと思っているんですけども、その辺、どういうふうに考えているのか、まず1つお聞きします。

あと、もう一つは、これ消費税10%上がるからこういうような値上げのほうを、こういうふうに出てきていると思うんですけども、消費税上がらなかった場合というのは、どうなるんでしょうか。これ消費税上がってからこういったふうな値上げをしてもいいんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 財政経営班長。

○財務課財政経営班長（後藤 仁君） 安田議員の再質問にお答えいたします。

利用人数でございますが、影響があるかどうかと言われると、影響がないとは言い切れませんが、今回の消費税改正につきましては、国の施策で実施していることでありまして、ないとは言えませんが、そんなに影響はないんじゃないかなというふうに考えております。

あと、もう一つ、上がらなかった場合の対応ということでよろしかったでしょうか。もう既に消費税のほうは10月1日から改正するというので、公布をされております。施行日が10月1日からということですので、その法律の改正に基づいて我々のほうは今回の条例改正というふうに進むわけですが、議員おっしゃるように、これまで2回ほど延期というものをされております。ですので、上位法、消費税のほうがそのような改正があれば、同様の対応をしていくということになります。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） わかりました。じゃ、ちょっと話、聞き方変えますけれども、プールの利用料とか、あとトレーニング室なんですけれども、11回の回数券というのをこれ発行していますよね。これ9月に11枚買って、買った分に対して10月以降使った場合は、追加料金とかこ

れかかってくるんですかね。

あとは、多分利用者数というのは多分値上げすれば減るんじゃないかなと思うんですけども、前一般質問で私も小淵議員も、運動し放題のような月決めの料金、そういったものもやっぱり利用者をふやすためには必要んじゃないのかなという話をしたら、そのときは検討しますという話だったんです。その辺、検討したのかどうなのか、ちょっとお聞きします。

○議長（櫻井正人君） スポーツ振興班長。

○生涯学習課スポーツ振興班長兼館長（古澤晃一君） まず値上げの部分ですけども、その辺は今ちょうど検討中でございます。

あと、なり放題のほうについても、今前向きに検討しているところでございます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。7番 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 私は消費税増税に反対しているもので、要は10月1日にならなければ、今回これを認めたにしても、もう一度やり直しということでもいいのかどうか、要は今の税率として。

もう一つ、あとこの水道加入というのが一番わかりやすいんですけども、10月1日以前に申し込んだ分は8%でいきますよと。それが全ての、さっき貸し館の分も3カ月後までの分は以前のままですよという答弁だったと思うんですけども、今回回数券も含めて、要は10月1日、9月末までに買った分については、その回数券の部分は同じ単価で使えるということで、確認したいと思うんですけども、よろしくお願いします。

○議長（櫻井正人君） 財政経営班長。

○財務課財政経営班長（後藤 仁君） 7番 木村議員の御質問にお答えします。

1点目の改正の件でございますが、上位法がどういうふうな、改正があるかどうかわかりません。ただ、改正がどういうふうな改正になるかでございますが、上位法が延期になれば我々のほうでも延期というふうな手続になるかと思えます。廃止になれば廃止というふうな手続になるかと思えます。改正のタイミングは、次の定例会、もしくは期間がない場合には専決処分、そういったものも対応していきたいというふう考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） スポーツ振興班長。

○生涯学習課スポーツ振興班長兼館長（古澤晃一君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

回数券はそのまま使えるように、料金そのまま使えるようにしております。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第26号消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第10 議案第27号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び利府町議会の政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第10、議案第27号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び利府町議会の政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第27号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び利府町議会の政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第28号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第11、**議案第28号利府町介護保険条例の一部を改正する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第28号利府町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第29号 利府町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第12、**議案第29号利府町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第29号利府町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第30号 利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第13、**議案第30号利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第30号利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第31号 利府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第14、議案第31号利府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第31号利府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第32号 利府町課室設置条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第15、議案第32号利府町課室設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第32号利府町課室設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第33号 利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第16、議案第33号利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第33号利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第34号 令和元年度利府町一般会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第17、議案第34号令和元年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行いますが、わかりやすく簡潔に行ってください。

なお、質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合には一巡した後にお願いいたします。

また、質疑は重複しないよう関連質疑で対応するようお願いいたします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。10番 高久時男君。

○10番（高久時男君） それでは、2点お願いいたします。

5ページの債務負担行為補正、追加の自動車賃貸借事業です。これの台数と、恐らく公用車だと思うんですけれども、現在使っている車の年式、何年使ったか、あと走行距離を教えてください。

あと、リースの更新というのは現状の車、考えられないのか、お願いします。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁……（「済みません、もう一点お願いします」の声あり）

○10番（高久時男君） 8ページの21款諸収入の4項雑収ですね。こちらで、11節で、コミュニティ補助事業の中の青山町内会に対するコミュニティセンター助成事業1,500万円とあるんですけれども、この補助基準というのを教えてほしいと思います。後ほどのちょっと参考にしたいのですが。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。1点目、管財契約班長。

○財務課管財契約班長（鈴木喜宏君） 10番 高久議員の御質問にお答え申し上げます。

5ページの自動車賃貸借事業の債務負担行為ということでございます。こちらにつきましては、台数については1台ということで考えております。

対象になる車ということですが、こちらは町長が使用しております公用車になります。こちらの切りかえということで考えております。現在今乗っている公用車につきましては、来年の3月31日でリース満了となるわけですが、その時点で丸12年経過すると。距離数については、今現在で、既にもう10万キロを超えているという状況でございます。

それから、今現在の車両を再リースということを考えていないのかということだと思いますけれども、こちらにつきましては、町のほうで公用車の切りかえをするときに目安として10万キロ、それから年数については12年ということで、一応目安をつくっております。これを目安に今回切りかえをしたいということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 2点目、地域協働班長。

○政策課地域協働班長（郷右近啓一君） 高久議員の御質問にお答え申し上げます。

8ページ、コミュニティセンター助成事業、青山町内会への1,500万円の補助基準でございますが、こちらにつきましては、コミュニティセンターの助成ということで、青山3丁目集会所の建設に伴うもので、一般財団法人の自治総合センターのほうから頂戴すると。

補助基準につきましては、補助対象事業費の5分の3以内で、上限1,500万円という形になっ

てございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○10番（高久時男君） 債務負担行為の更新の件はわかりました。次、車種は何にするんでしょうか。そちらのほうの、次ね、またクラウンにするのか。その辺ちょっと教えてください。

それと、今この補助対象、コミュニティ助成事業、5分の3で1,500万円が限度額ということなんですけれども、要するにどこでもこれが受けられるものなのか。例えば、現在、これ集会所の建築に関してなんですけれども、例えば築30年以上のものを建て直す場合に出るとか、そういったものが可能かどうか、その基準ですね。あと世帯数がどのぐらいであればオーケーか。それと、利府町内にはまだ集会所がない自治会があるんですね。そういった既存の集会所がない自治会でも申請が可能かどうか、その辺お願いします。

○議長（櫻井正人君） 1点目、管財契約班長。

○財務課管財契約班長（鈴木喜宏君） 高久議員の再質問にお答え申し上げます。

車の車種ということですが、こちらについては、今現在考えておりますのは、トヨタの燃料電池自動車を考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） もう一度。車種について、聞こえていないので、もう一度。ただ燃料電池自動車ではないの。車種。

○財務課管財契約班長（鈴木喜宏君） 失礼いたしました。車種につきましては、トヨタの燃料電池自動車で、ミライと。こちらを予定しております。以上であります。

○議長（櫻井正人君） 2点目、地域協働班長。

○政策課地域協働班長（郷右近啓一君） 高久議員の再質問にお答えいたします。

まず、この1,500万円の申請要件ということになりますが、特段人数とか、年数とか、そういったものがあるものではなくて、地域のコミュニティ施設として使用するものの新築、主に新築、または大規模な改修に関して、先ほどの5分の3の要件、1,500万上限という中で申請ができますので、これに関してはどこの町内会でも申請することは可能であるということになります。

また、もう一つが、集会所がないところの申請ということですが、こちらについても、新築が対象になりますので、既存集会所がないところであっても申請をすることはできますということになります。以上です。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○10番（高久時男君） 次の車がトヨタのミライということなんですけれども、燃料電池車ですよ。これ、利府に水素ステーションというのはいないんですけれども、どこで給油というか燃料補給するのでしょうか。ちょっと聞いたところによると、宮城県内で水素ステーションは幸町に1カ所あるのみなんです。一々そこまで行って給油しなくちゃいけない。何でこの車種に決めたのか。その理由をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） 高久議員の再質問にお答えいたします。

今回の町長車の更新に当たりましては、地球温暖化という今深刻な問題がございまして、これにつきましては、各自動車メーカーでもハイブリッド車や電気自動車とか燃料電池自動車など、いろいろと開発に力を入れているところでございます。今回の町長車の更新に当たりましては、国や宮城県などでも推奨しておりまして地球環境に優しいということで、さらに十符の里フェスティバルの折にも県からお借りして展示をしているというようなこともございます。そういうことから、今回、町の公用車を代表して水素自動車を購入するというような判断となったわけでございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。14番 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） それでは、3点お願いいたします。

歳出のほうで、11ページ、3目の財産管理費の中の、これは15節工事請負費、これは庁舎の中に喫煙所というお話でしたけれども、どこの場所にどのようなものをつくるのかをお願いいたします。

それから、2点目は、次のページの12ページです。9目のコミュニティセンターのですけども、ここの13節委託費で、コミュニティセンターのトイレの改修工事の、これは設計業務ですけども、この設計から工事に至るまでのどのような計画で進んでいくのかをまずお願いいたします。

それから、3点目は、19ページです。19ページの8目の児童福祉施設費の中の19節補助金として放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業とございますが、この具体的な内容をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。まず1点目、管財契約班長。

○財務課管財契約班長（鈴木喜宏君） 14番 遠藤議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、11ページの15節の工事請負費ということでございます。こちらの喫煙所ということに

なるかと思えますけれども、こちらについては、健康増進法の一部改正する法律というのがあります。ことしの7月に一部施行されるということで、役場の庁舎等もその対象になってくるといって、内容は望まない受動喫煙を防止するという内容になってございます。ですから、外で特定屋外喫煙場所というものを2カ所考えております。今現在2カ所を考えておまして、場所については、まず1カ所は、車庫棟西側のバス駐車しているところあるんですけども、そこに1カ所を考えております。もう一カ所については、今検討中でございます。

どのようなものを設置するかということですが、こちらは特定屋外喫煙場所の設置基準というのがございます。こちらにパーテーション等での区画ということがございますので、一応パーテーションでの区画を考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 2点目、地域協働班長。

○政策課地域協働班長（郷右近啓一君） 遠藤議員の御質問にお答え申し上げます。

コミュニティセンターの委託料でございます。こちらにつきましては、当初予算のほうで工事請負費を計上させていただいて、JRとの施工区分の、施工区分というか、他のJRさんのほうで、オリンピックに向けての工事がありましたので、それにあわせて受託工事を踏まえて協議してきたところなんです。今回国の補助金のほうを申請するに当たって、JRさんのほうにお願いするのではなくて補助対象工事が補助対象になりますので、それを含めて町のほうで施工するというので、設計業務の計上をさせていただいたものであります。

今後のスケジュールについてでございますが、こちらにつきましては、7、8月で、その業務の発注関係と11月、12月あたりまで契約手続、工事のほうの、済ませまして、3月末までにトイレの改修工事を完成させるというようなスケジュールであります。

○議長（櫻井正人君） 3点目、子ども未来班長。

○子ども支援課子ども未来班長（谷津匡昭君） 遠藤議員の御質問にお答え申し上げます。

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業でございますが、こちらは国の交付事業に基づく事業となっております。放課後児童支援員の賃金改善に必要な経費の補助を行うこととなります。以上です。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） まず1点目の喫煙所ですけども、できれば健康増進法からも喫煙所は要らないなと思っておりますけれども、やはりいろいろな事情でつくるようございますけれども、今職員の皆様合わせて喫煙なさっている場所とはまた違う場所につくるというか、も

う少し外側のほうにおつくりになるように思いますけれども、パーテーションでというのは、よく仙台駅なんかでも区切った場所がございますけれども、そのような場所になるかと思えますけれども、職員の皆様もそこで喫煙することになるんですね。ということを確認したいと思えます。

それから、2点目ですが、トイレの問題ですけれども、長年この駅のトイレというのは苦情の多い場所でしたし、ただ全部の工事費が、多分ここにある2,000万円程度の工事費になるんだと思えますけれども、JRとはまた別個に国からの補助金が出たということで、単体でできるというお話で、ここは非常に下からのにおいもひどいという場所でしたので、下水系の工事も必要なのではないかと思いましたが、その辺と、それからトイレだけを直すのという考えもありまして、特にあそこは観光協会がトイレのほうも担当してもらっていますけれども、あそこは観光案内所の場所としても、非常にガラスで区切ってあるものですから、外から来たお客様は全く観光案内というか利府町の案内をしていただけないと。それもあわせてみたいな考えはこのときになかったのかを改めて、オリンピックもあることですから、非常にそれは必要ではないかと思いましたが、トイレにあわせてそういった考えがなかったのかを確認したいと思います。

3点目のキャリアアップは、今回国のほうでですか、児童クラブは支援員2名に研修を受けた人1人の配置というようなことが取り払ってもいいというようなことで、ただそれに対する保護者のほうから大分反対があつてというような話もございましたけれども、そのキャリアアップの何かそれに、支援員に対する町の考えとして特別にやるような事業ではないのかを確認したいと思います。

○議長（櫻井正人君） 1点目、管財契約班長。

○財務課管財契約班長（鈴木喜宏君） 遠藤議員の再質問にお答え申し上げます。

喫煙場所の設置につきましては、来庁者に時折喫煙できる場所がないかということとはたびたび聞かれるわけで、まるっきりこれをつくらないというわけにはいかないというところで、今回つくる方向で考えております。

それから、職員もその場所を使うのかということですが、基本的にはその場所で職員も喫煙をさせていただきたいということでは考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 2点目、地域協働班長。

○政策課地域協働班長（郷右近啓一君） 遠藤議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、修繕内容でございますが、こちらに関しましては、まず電気等の交換ということで、男子便器の3つ、小便器と大便器を今和1、洋1であるんですが、これを洋2と、女子トイレのほうですが、和1、洋1が現状なんです、これを洋便器3、そのほかに壁、内壁、タイル、下のシート、あとはそれに伴って、今水で洗うようなタイル式になってございますので、その下水管があるんですが、それを塞ぐような形で、乾式のトイレ、仙台駅とかであるようなドライタイプのもの、そちらの内装に交換する。そのほかもハンドドライヤーであったり、自動手洗い、水洗であったりというような工事内容になってございますので、今回の改修によって、そのなおいについては解消されるものというふうに捉えております。

また、改修に際してほかの施設の改修も考えなかったのかということでございますが、まず今回オリンピックを迎えるに当たっての改修としては、現在まだ協議を進めているところでございますが、コミュニティセンター全体の外壁の塗装がかなり剥離してございますので、今JRさんのほうと持ち分でどこまで施工できるかということで、並行して協議を進めておりますので、こちらについては、協議が整い次第、また補正予算等でお示しをさせていただければなと。同じく、内装についても、内側の壁についても、塗装の方向で今協議を進めているところでございます。

観光案内等の施設につきましてですが、他の施設に関しましては、文化複合施設建設等で類似施設の見直しを行っていくということになりますので、そちらの施設の運用方針が明らかになった時点でそういったことも検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 子ども未来班長。

○子ども支援課子ども未来班長（谷津匡昭君） 再質問にお答え申し上げます。

まず、町独自の事業ということではございません。ただし、国・県の交付金を活用して行う事業となりまして、この事業を行うことにより、職員の定着を図り、安定的・継続的な保育の提供と質の向上を図ってまいりたいと考えております。あわせて、児童の安全・安心な居場所を確保できるものと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 喫煙所の件ですけれども、パーテーションで区切るというお話で、受動喫煙の害は少なくなるかなと思いますが、逆にパーテーションの中で吸うということは、かなり体にも洋服にもつくと思いますので、職員の方はぜひこれを機会に禁煙に取り組んでいただきたいと思ひますし、町民の方も体から余りたばこのにおいのしない職員になっていただくこ

とを願っております。

トイレの件ですけれども、確認いたしますが、障害者の方のほうのトイレももちろん直すということで、野球場のトイレの、私もちょっと中を見たときにきれいに改修ができておりましたけれども、ドアが非常に汚いまだったものですから、ぜひそのドアとか、それからあるいは乳幼児のベッド等の施設もぜひ考えていただきたいと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 1点目は要望で。（「はい、済みません」の声あり）要望ではない。地域協働班長。

○政策課地域協働班長（郷右近啓一君） 遠藤議員の御質問にお答え申し上げます。

障害者トイレ、オストメイトつきの多目的トイレということでございますが、こちらにつきましても、入り口のドアの交換、あとは可搬式のベビーベッドの設置等を行ってまいりますので、十分な対応が可能かというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。5番 小淵洋一郎君。

○5番（小淵洋一郎君） 2点質問いたします。

11ページ、2款1項3目15節、先ほど来、遠藤議員が質問しておりますけれども、ちょっと私は切り口が違うので、改めて質問いたしたいと思います。あと、2点目については、最後のページの28ページ、10款5項2目15節総合体育館アリーナ照明工事について伺います。

まず、1点目の庁舎維持修繕工事、これは説明の中で熱コントローラーという話が出ていたと思うんですけれども、これは具体的にどういうものかお願いいたします。

2点目については、総合体育館アリーナ照明交換、この照明の種類は何か。水銀灯か、LEDか、全部交換するのか、一部交換するものか、お答え願います。

○議長（櫻井正人君） 1点目、管財契約班長。

○財務課管財契約班長（鈴木喜宏君） 5番 小淵議員の御質問にお答えいたします。

11ページの15節工事請負費のことでございます。庁舎のエアコン用の熱源コントローラーというものの交換になります。これがないと実際にエアコンを稼働させることができないということで、現在暫定的に借用して稼働させている状況でございます。こちらエアコンの台数制御をしたり、それから温度の設定の状況を制御したりというような機能を持ったものでございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） スポーツ振興班長。

○生涯学習課スポーツ振興班長兼館長（古澤晃一君） 小渕議員の2点目の御質問にお答え申し上げます。

2目体育施設費の15節工事請負費でございますけれども、こちらは総合体育館のメインアリーナの照明を交換ということで、中身は水銀灯のランプでございます。こちらのほうを18基ですか、交換するというので、よろしくお願ひします。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○5番（小渕洋一郎君） わかりました、内容は。

熱源コントローラー、これ耐用年数はどのくらいあるものですか。

あと、2点目の18個交換ということでありましてけれども、これは全部の何%に値するものか教えてください。

○議長（櫻井正人君） 管財契約班長。

○財務課管財契約班長（鈴木喜宏君） 小渕議員の再質問にお答えいたします。

こちらの熱源コントローラーの耐用年数ということでございます。一応こういった機器については7年ということで認識しております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 2点目、スポーツ振興班長。

○生涯学習課スポーツ振興班長兼館長（古澤晃一君） 小渕議員の再質問にお答えいたします。

大体割合なんですけれども、ちょうど6分の1か7分の1が切れているような状況でございます。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 小渕洋一郎君。

○5番（小渕洋一郎君） と申しますと、熱源コントローラー、ほかにも公共施設ありますので、今後それがどんどん更新していかなければいけないという状況が来ると思いますが、どういうふうに見積もっているかということをお願いいたします。

それから、アリーナの照明交換でありますけれども、やはり維持管理費というものが大事な話なので、今後LED化するかしらないかというところも判断材料になると思っておりますので、この考え方を教えてください。

○議長（櫻井正人君） 管財契約班長。

○財務課管財契約班長（鈴木喜宏君） 小渕議員の再々質問にお答え申し上げます。

次々そういった交換時期が来るだろうということでございます。確かに7年といたしますと、耐用年数7年ですと、この庁舎、とうに7年過ぎているわけでございます。そういったことも

ございます。今後、そこは計画的に修繕していけるような形で検討してまいります。以上です。

○議長（櫻井正人君） スポーツ振興班長。

○生涯学習課スポーツ振興班長兼館長（古澤晃一君） 小淵議員の御質問にお答えいたします。

LED化でございますけれども、やはり議員がおっしゃるように、維持管理の部分で、大分その削減にもなるのかなと考えておりますので、将来的に検討していきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。2番 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 3点お伺いいたします。

1点目、先ほど遠藤議員もお伺いしたところではございますが、ちょっと確認したい部分がありましたので、12ページの2款1項9目13節のコミュニティセンターのトイレでございますが、こちらの工事の開始時期と改修完了予定時期がわかりましたら、お伺いいたします。

それから、2点目は、11ページ、お願いいたします。2款1項3目13節委託料で、379万、公共施設適正化方針策定業務委託料でございますが、こちらの詳細な概要の説明をお伺いいたします。

3点目は、18ページ、お願いいたします。3款2項5目13節、1,329万円の子ども・子育て支援システム改修業務委託料でございますが、どのようなシステム改修内容なのか、今現在の状況と改修業務の内容をお伺いいたします。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 1点目、地域協働班長。

○政策課地域協働班長（郷右近啓一君） 鈴木議員の質問にお答えを申し上げます。

コミュニティセンターの工事の開始時期、終了時期ということでございますが、補助申請やら入札やらの手続がございますので、12月に入ってから工事着工ということで、3月末までの完成を目指しております。

○議長（櫻井正人君） 2点目、管財契約班長。

○財務課管財契約班長（鈴木喜宏君） 2番 鈴木議員の2点目の御質問にお答え申し上げます。

11ページの13節委託料ということだと思います。こちらの公共施設適正化方針策定業務委託の内容でございますけれども、こちらにつきましては、町の公共施設について今後存続しているといいのか、統合、そういったことも含めた中長期の適正化方針を策定するというところでございますけれども、こちらについては、今現在個別計画がないものを想定しておりまして、内容につきましては、施設ごとの維持保全の方針、今現在の方針を把握するためのチェックシートをまず集計したいと。それから、個別計画が策定されていない施設を対象にライフサイクルコス

トの算出、それから劣化状況に応じた対策費用、こういったことなどを整理いたしまして、中長期の方針案というものを、施設の評価表を作成したいと。その中で、その施設評価表をもとに有識者会議によりまして方針を検討していきたいというような業務内容でございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 続いて3点目、子ども支援班長。

○子ども支援課子ども支援班長（鈴木久仁子君） 鈴木議員の御質問にお答えします。

18ページ、13節システム改修につきましては、今年度10月から幼児教育の無償化ということで、それに対応するためのシステムの改修となります。大きくは、保育所等の部分についてはシステムの中に導入されていますが、幼稚園の1号認定の部分だったり、預かり保育の部分だったり、そういったところのシステムを導入するものでございます。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 2点目の公共施設の部分だけお願いしたいんですが、個別計画がないものということでございましたが、その施設は、名前は今言えるぐらいの内容では多い部分だったんでしょうか。どれぐらいの施設があるものなのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 管財契約班長。

○財務課管財契約班長（鈴木喜宏君） 2番 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

今現在、個別計画、つくられているものとつくられていないものということですが、今公共施設等総合管理計画の中には92施設が載っております。その92のうち、公園だとか、それから公営住宅だとか、そういったものは既に長寿命化計画として個別施設計画が策定されています。一個一個数えると、約半分ぐらいは個別計画策定されているようなそんな状況です。以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 今までこの個別計画がなされていなかった理由があるかと思いますが、今の時期にするという意味を伺いたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 管財契約班長。

○財務課管財契約班長（鈴木喜宏君） 鈴木議員の再々質問にお答え申し上げます。

こちらにつきましては、公共施設等総合管理計画というものが平成29年3月に策定されております。その後、国の方針としては、個別計画を施設ごとにつくっていきましょうということで、努力義務ではございますけれども、今進めてまいりました。当然、先ほど言った公営住宅である

とか公園、そういったものについては既に策定されておりますが、代表的にこの役場庁舎を例に挙げますと、こちらはまだ個別計画ができていない状況でございます。そういった中で、役場庁舎も含めてですけれども、例えば保健福祉センターであるとかそういったところを今後どのように方針として持っていくのかということを決めた上で、やっぱり個別計画をつくったほうがいいだろうと。例えば、極端な話、必要のない施設について個別計画を今つくっても無駄になるということがございますので、今回の補正に上げさせていただいたこの業務で、その方針、中長期的な方針を決めていった上で、個別計画を策定していきたいというような考えでございます。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。7番 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 17ページ、9目です。低所得者・子育て世帯向けプレミアム付き商品券事業についてですけれども、減額分については発行形態を郵便局とあと商工会議所にするんだよということで、それに伴って減額になりましたという話は聞きました。今回も、消費税増税に合わせてということで、低所得者と子育て世帯向けということで、低所得者と子育て世帯は両方対象になるということでよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 福祉班長。

○保健福祉課福祉班長（小畑香代君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

今回対象となるのが低所得者の方、あとは子育て世帯主ということで、ゼロから2歳までのお子さんの方がいます。両方の要件に当たります人は両方対象になるということで、国のほうで決まって、全国一律の制度というような事業になっております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） これまでもプレミアム商品券あって随分並んだりしていて大変だったんですけれども、今回郵便局と商工会議所も活用するというので、そういう意味では世帯に1組という形になるのかどうかの話と、あとどういう、要は希望者が並んでというと、また以前のようなわやわやという話になると思うんですけれども、どんな販売形態を考えているのかだけ教えてください。

○議長（櫻井正人君） 福祉班長。

○保健福祉課福祉班長（小畑香代君） お答えいたします。

今回のプレミアム商品券事業ですが、非課税者と言われる方に関しましては、まず申請をしていただくような形で進めるようなことで、全国一律のやり方ですので、利府町だけが特別と

いうわけではないんですが、低所得者の方には申請をしていただいて、そちらのほうで審査を、町のほうで非課税世帯ですとか非課税者ですというところを確認した上で、引きかえ券を送るような形になります。子育て世帯主の方、ゼロから2歳のお子さんがある方につきましては、お子さん1人に対しまして1つの、1つのというか引きかえ券をこちらから、お子さんのところは審査がございませんので、送るような形になります。それをお持ちいただいて、利府町のほうでは郵便局さんのほうで販売の御協力をしていただけるということでしたので、販売を郵便局で実施するような形で、今事業のほうの予定をしております。

購入期間につきましては、10月1日から2月末までを一応予定しておりますので、今詳しいところを詰めているところではございますが、前は短いというところもありましたが、ちょっと長期にわたりますので、そちらのほうの混雑というところは少し緩和できるのかなと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 今推定で何世帯分くらいになるのかをわかれば教えてください。

○議長（櫻井正人君） 福祉班長。

○保健福祉課福祉班長（小畑香代君） お答えいたします。

低所得者の方につきましては4,500人と、あとはゼロから2歳のお子さんの数といたしましては1,000人、合わせて5,500人を想定しております。以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第34号令和元年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第35号 令和元年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第18、議案第35号令和元年度利府町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第35号令和元年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第36号 令和元年度利府町下水道特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第19、議案第36号令和元年度利府町下水道特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第36号令和元年度利府町下水道特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第37号 令和元年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第20、**議案第37号令和元年度利府町水道事業会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、**議案第37号令和元年度利府町水道事業会計補正予算**を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は15時35分といたします。

午後3時25分 休 憩

午後3時33分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 議案第38号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井正人君） 日程第21、**議案第38号工事請負契約の締結について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第38号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第39号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井正人君） 日程第22、**議案第39号工事請負契約の締結について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第39号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第40号 工事請負変更契約の締結について

○議長（櫻井正人君） 日程第23、**議案第40号工事請負変更契約の締結について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。10番 高久時男君。

○10番（高久時男君） 5回目の変更ということで、変更理由を読むと、工期が延びたから2億5,000万円金額が上がったということです。前回の4回目の工期変更の期日から見ると2カ月延長なんですけれども、2カ月で2億5,000万円という金額がちょっと金額が多過ぎるんじゃないかなというところと、中身、工事概要を見ると、新たに加わったものもあります。

そこで、このカキ殻撤去処分工というのがあるんですけれども、これでどのぐらいの金額かかっているのか、その辺ちょっと確認したいと思います。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。都市整備班長。

○都市整備課都市整備班長（近江信治君） 10番 高久議員の御質問にお答えいたします。

今回の変更で、約2億ちょっとぐらいふえているんですけれども、中身的には海産物の影響のために工事を延伸した期間が2カ月で、それが3年で6カ月ということと、今から行う副水門、発電機、あと側壁の工法の検討がありまして、それで11カ月ほど仮設構台分を延長するということでの変更でございます。金額的には変更分の6割程度になってございます。

あと、カキにつきましては、全部で1768.5平米ございまして、重さにしますと1万5,120キロ、これが全部鉄とか汚濁防止柵についていまして、それを全部手で撤去するということございまして、これを行いまして、これも増額分の1割が変更額となっております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○10番（高久時男君） 増額分の1割ですよ、カキ殻撤去。ということは、大体2,500万円かかるということですか。結構な金額だと思うんですけれども、このカキ殻撤去というのは、本来であれば最初の設計見積もりに入っているにもかかわらず、よかったですか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備班長。

○都市整備課都市整備班長（近江信治君） 高久議員の再質問にお答えします。

こちらのほうなんですけれども、県にも確認したんですが、あくまでもリース物件であるので、必ずカキ殻を撤去してからお返しするというので、県でもそのような方法をとっているということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○10番（高久時男君） 必ず撤去しなくちゃいけないということが前提であるならば、最初の1回目の入札の設計見積もりに当然入っているにもかかわらず、よかったですかという質問なんです。

けれども。

○議長（櫻井正人君） 都市整備班長。

○都市整備課都市整備班長（近江信治君） これに関しましては、カキがこんなにつくとは思っていなかったんですけれども、なかなか当初の設計では予定できなかったものですから、やっぱりここに上げてございます。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第40号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第41号 町道の路線変更について

○議長（櫻井正人君） 日程第24、**議案第41号町道の路線変更について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第41号町道の路線変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第42号 副町長の選任について

○議長（櫻井正人君） 日程第25、**議案第42号副町長の選任について**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により、討論を省略します。

これより、議案第42号副町長の選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（櫻井正人君） ただいまの出席議員は17名です。

立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、6番 安田知己君、7番 木村範雄君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井正人君） 念のために申し上げます。投票は、会議規則第78条の規定により、選任に同意の方は「賛成」と、不同意の方は「反対」と記載願います。

なお、会議規則第78条の2の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（櫻井正人君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各議員投票〕

○議長（櫻井正人君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に、開票を行います。

6番 安田知己君、7番 木村範雄君、開票の立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（櫻井正人君） 投票の結果を報告します。

投票総数 17票

うち有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 17票

反対 0票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第42号副町長の選任については同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第26 発委第1号 利府町議会の議決すべき事件に関する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第26、**発委第1号利府町議会の議決すべき事件に関する条例**を議題とします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員長（渡辺幹雄君） 発委第1号

令和元年6月14日

利府町議会議長 櫻井正人 殿

提出者

議会運営委員長 渡辺幹雄

利府町議会の議決すべき事件に関する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに利府町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

理由

市町村の基本構想については、平成23年の地方自治法改正で策定義務が廃止されたが、町の将来に関する重要事項であることから、基本構想及び基本計画を議会の議決すべき事件とするため、地方自治法第96条第2項の規定により条例で定めるものです。

昨年の9月の議員全員協議会で、新総合計画の策定方針及びスケジュールが示されました。来年の12月に議会に提案される予定となっておりますが、理由に記載のとおり、議会の議決すべき事件とするため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき条例を制定するものです。よろしく願いいたします。

○議長（櫻井正人君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、発委第1号利府町議会の議決すべき事件に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 総務財務・産業建設・教育民生常任委員会の所管事務調査報告の件

○議長（櫻井正人君） 日程第27、**総務財務・産業建設・教育民生常任委員会の所管事務調査報告の件**を議題とします。

総務財務常任委員長、産業建設常任委員長及び教育民生常任委員長から所管事務調査した事件について報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり、報告を受けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、各委員会の報告を受けることに決定いたしました。

総務財務常任委員長の発言を許します。総務財務常任委員長。

○総務財務常任委員長（吉岡伸二郎君）

令和元年6月14日

利府町議会議長 櫻井正人 殿

総務財務常任委員長 吉岡伸二郎

委員会調査報告書

本委員会で調査した事件について、利府町議会会議規則第72条の規定により、別紙のとおり報告します。

総務財務常任委員会調査報告書

1 調査事件

「収納率向上に向けた取り組み」について

2 調査目的

本町は、町民の皆さまが主役となって、生きがいと喜び、心の豊かさと幸せを実感できるような「暮らしも心もゆたかになる町、利府町」の実現に向け、さまざまな施策を展開している。政策実現のためには健全な財政運営が不可欠であり、とりわけ安定した税収の確保が重要である。

また、公平な課税と徴税がなされなければ行政への信頼を得ることはできない。滞納者が増加することは、財政運営を不安定にするだけでなく、町の目指す、「互いに協働するまちづく

り」の実現に支障をきたしかねない。

さらに、加速度的なIT化やライフスタイルの変化など、時代に即した納税者に寄り添った収納方法の検討も必要であると考え。

以上のことから、さらなる収納率向上に向けた機能充実及び対策強化が必要であると考え、調査・研究することといたしました。

3 調査経過につきましては、昨年9月、収納対策室からの聞き取り調査を行い、2カ所の先進地視察を行い、本件の調査に関しては11回の委員会を開催いたしました。

4 調査状況

「町の現状」

収納率向上に向けた取り組みについて

1 現状と課題、2 主な取り組みの経緯と成果、3 今後の取り組み、以上の2ページから7ページまでの内容につきましては、後ほどお目通しください。

8ページをお開きください。

5 「課題」及び「意見」（提言）

町からの聞き取り調査、現状の考察、2カ所の視察を通し、町のさらなる収納率向上に向けた取り組みについて検討を重ねた上で、下記のとおり本委員会として2点の意見（提言）をいたします。

（1）専門的職員の育成と収納・徴収体制の強化

「課題」

徴税行政の適切な執行にあたっては、対応の難しい納税者など、相手の状況に合わせて的確に対応することや、税法上のみならず他の法律知識等にも裏打ちされた豊富な知識・経験と高い専門性が要求される。滞納案件を迅速に処理していくためには、担当職員ひとりひとりの能力を底上げするとともに、より効率的な業務遂行を可能とする組織編成が必要である。

「意見（提言）」

滞納整理の専任職員を養成し、配置期間を考慮した人事異動が必要である。蔵王町では、国税の退官者を徴収指導員として任用し、指導を受け徴収業務を行っており、徴収率も向上し、職員のスキルアップにもつながっている。本町としても、税のスペシャリストを任用し、その技術を職員に習得させ、可能な限り配置期間を長くできるような体制整備を図りたい。

（2）収納方法の多様化

「課題」

近年、産業界と国の強力な連携を通じたキャッシュレス化の機運が急速に高まってきており、納税方法としてのキャッシュレス化等の多様化が求められている。先進自治体ではクレジットカードやQRコード対応スマホ収納など、収納方法の多様化が進められている。納税者のニーズに即した公金収納システムの導入の検討が必要である。

「意見（提言）」

経済産業省では「キャッシュレス・ビジョン」を掲げ、現行で20%前後の国内のキャッシュレス化比率を2025年までに40%まで引き上げる目標としているが、さらに将来的には、世界最高水準の80%を目指しているとしている。このことから、今後、さらにキャッシュレス化は進められていくものと考えられる。

クレジットカードやスマホ収納は、自宅等どこでも支払うことができ、且つ、24時間支払い可能であり、納税者の利便性向上につながり、滞納抑制にもつながると考えられる。導入している先進自治体では、低コストで運用されている。以上のことから、クレジットカード、スマホ収納の導入を図られたい。

今回、収納率向上に向けた取り組みについてをテーマに調査したことにより、町の収納体制の地道な対策の上での収納率の向上、住民に寄り添いながらの対応等、住民目線での取り組みがなされていることが確認できました。

さらなる対応として、本委員会で意見・提言した専門性の強化、多様な取り組み等にもさらにスピード感を持って対応されることを期待いたします。

最後に、視察先で、IT化が進む現代においては、行政としてもさまざまな情報を入手し、対応していくことが必要であり、それを住民サービス向上につなげていくことが大事であるとの話を伺いました。

町としても、住民サービスの向上が収納率の向上につながり、さらには税収増にもつながるよう、今後もさまざまな取り組みに大胆に取り組んでいただきたいと申し添え、総務財務常任委員会の提言といたします。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 次に、産業建設常任委員長の発言を許します。産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（鈴木忠美君）

令和元年6月14日

利府町議会議長 櫻井正人 殿

産業建設常任委員長 鈴木忠美

委員会調査報告書

本委員会で調査した事件について、利府町議会会議規則第72条の規定により、別紙のとおり報告します。

産業建設常任委員会調査報告書

調査事件は、下水道の整備状況についてでございます。

調査目的は、本町の下水道の整備状況については、下水道処理人口普及率が平成30年3月31日現在で95.5%となっており、宮城県内市町村の平均81.2%を14.3%上回っており、高い水準にあります。しかしながら、未だ未整備地区があり、下水道処理区域においても何らかの事情によって下水道が整備されない箇所が散見されるなど、住む場所によって不公平が生じております。

また、下水道処理区域外の区域を合併処理浄化槽設置区域と定め、合併処理浄化槽設置により公衆衛生の向上に努めているところであるが、合併処理浄化槽を設置せず、「汲み取り式」で対応している世帯や合併処理浄化槽を設置後の維持管理が適切にされていない世帯があるなど、周辺地域の環境への影響が懸念されるケースが見受けられます。

今後の水道下水の整備方針等や合併浄化槽のあり方について検討し、調査項目とします。

3番目の調査経過は、平成30年9月7日より委員会開催、その間現地調査、それから所管課からのいろいろ御説明を受けました。

次のページ、2ページ、調査状況でございます。

平成30年10月12日及び11月1日に開催した産業建設常任委員会において、上下水道担当者より本町下水道の「現在の整備状況」及び「今後の整備計画」などについて説明を受けました。

説明によると、上下水道課では昭和49年に策定した「利府町流域関連公共下水道基本方針」に基づき下水道整備を実施しており、現在は赤沼地区、白石沢地区を中心に汚水管きよを整備中であり、今後は、赤沼、明ヶ沢を重点的に進めるとともに、未整備区域の整備を進めていくとのことでありました。

また、整備済みの下水道本管やポンプ場などの各施設の維持管理については、供用開始から

40年以上がたっているため、老朽化が進んでいると。

これらを参考に説明資料を別紙のとおり添付しております。別紙の3ページから9ページまでは所管課からの説明並びに現地調査した状況でございます。後でお目通しください。

10ページでございます。10ページからは、「課題」及び「提言」ということで、本委員会では、「下水道の整備状況」について、下水道担当課から現状及び今後の整備計画等に関する説明を受けるとともに、現地調査を実施し、町の現在の把握等に努めた。その下水道担当者からの説明を踏まえ、町が抱えている課題について協議・検討を重ねた結果、以下の3点の項目を提言に取りまとめました。

それで、1つ目が合併処理浄化槽の整備促進、2つ目が設置済み合併処理浄化槽の維持管理、3つ目に下水道本管の整備推進という3つの項目を定めました。

課題については、後からごらんになってください。

提言の一部を申し上げます。

合併処理浄化槽の整備促進については、②で、下水道処理区域において住居等から本管までの接続が勾配等の地形的な理由等により接続できないため、やむを得ず合併処理浄化槽を設置する場合は、浄化槽設置等補助金の支給の対象となるよう、現行の補助制度を改正すること。

2番目の設置済み合併処理浄化槽の維持管理等については、提言、①単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを進めるため、単独処理浄化槽を設置している世帯等に対して合併処理浄化槽への切り替えに関する勧奨を行うこと。

②として、合併処理浄化槽を設置済みの世帯に対し、維持管理の重要性等について周知すること。また、維持管理補助制度についてもあわせて周知すること。

3番目として、下水道本管の整備推進。

提言の部分でございます。

①下水道本管が未整備である地域に対しては、可能な限り早期に下水道本管を整備すること。

③下水道本管から住居等へ接続する際に勾配や障害物等の理由によりポンプの設置を必要とする場合の当該費用に対する補助制度を制定すること。

このようなことを産業建設常任委員会では、この3項目が早期実現に向けるよう、提言したいと思います。以上です。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育民生常任委員長の発言を許します。教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（木村範雄君）

令和元年6月14日

利府町議会議長 櫻井正人 殿

教育民生常任委員長 木村範雄

委員会調査報告書

本委員会で調査した事件について、利府町議会会議規則第72条の規定により、別紙のとおり報告します。

教育民生常任委員会調査報告書

1 ページをお開きください。

1 ページの2 調査目的ということで、全国的に過疎化、高齢化が進行していることにより、居住者がいなくなった後もそのまま放置され、適切な管理が行われていない「空き家」が増加し、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

また、高齢者社会が進行する中で、認知症や加齢による身体機能の低下、精神疾患等による「ごみ屋敷」が社会問題化しています。

利府町においても、今後急速に高齢化が深刻化する中で、これらの問題が顕在化してくると思われることから、法的整備を含め、環境問題について調査研究することにしました。

調査経過、調査状況については、あとお目通しをお願いします。

8 ページを開いてください。8 ページの「課題」及び「意見」ということで、空き家対策。

「課題」については、近年、全国的な人口減少、高齢化の進展、産業構造の変化等を背景にして適切な管理がなされていない空き家が増加し、これに伴う住環境への影響が大きく取り上げられるようになっていきます。

利府町においても、大型住宅団地の開発に合わせて転入した第一世代が高齢化し、居住者が亡くなった後も相続者のさまざまな事由により空き家のまま放置されている住宅がふえてきています。

この傾向は、今後ますますふえていくと考えられますが、空き家の増加は住環境の悪化だけでなく、地域の活力を衰退させる重大な問題で、対策を講じる必要があります。

ということで、「意見」として、空き家の予防・抑制の推進。

空き家の適切な管理の推進。

ウとして、空き家の流動化と利活用の促進。

9ページにいきまして、エとしては、特定空家の認定。

ということで、以上の施策を円滑に推進するため、「空家等対策計画」を策定し、国の特別措置法に基づき、町独自の「空家等の適切な管理に関する条例」の制定を提言します。

（2）のごみ屋敷対策としては、「意見」（提言）で、環境条例の制定ということで、全国的に「ごみ屋敷」問題に対し、条例を制定する自治体が増えていると。これは、問題が顕在化しても関係法令が無く所有者に説得と指導しかできず、長年、問題が解決に至らなかったためであります。

町も、急速に進む高齢化で、認知症、身体機能の低下、また、精神疾患等で「ごみ屋敷」に至る住宅が増えることが予見されます。

近隣住民の住環境が損なわれないようにするには、代執行も含めた条例の制定が必要であると考えます。

また、条例等、法的根拠があっても、この問題の解決には手続上長い日時を要することから、早急に調査・研究を行うことを提言します。

（3）の空き地対策として、「意見」で、空き地に関しては、町の現況を調査した結果、「利府町あき地雑草等の除去に関する条例」の規定に基づき、所有者への管理依頼が適正になされており、現在のところは意見を提出すべき案件ではないと判断しました。

ただし、将来空き地は増える可能性があると思われまますので、今後も担当課には継続して条例に基づいた調査等を求めるものであります。

以上、教育民生常任委員会として提言したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（櫻井正人君） これで、総務財務・産業建設・教育民生常任委員会の所管事務調査報告の件を終わります。

日程第28 議員の派遣について

○議長（櫻井正人君） 日程第28、**議員の派遣について**を議題とします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

日程第29 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（櫻井正人君） 日程第29、**委員会の閉会中の継続調査の件**を議題とします。

総務財務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長及び議会広報常任委員長から、目下調査中の事件について、会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

本定例会が現在任期中の最後の定例会となります。本日、ここに令和元年6月定例会を閉会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会では、町長から提案された23件及び議員提案1件の議案について、慎重に議論を重ね、原案どおり可決いたしました。また、一般質問では議員10人が登壇し、町政の課題について町長と議論を交わしました。

町長を初め、執行部各位におかれましては、審議の過程で出された議員各位からの意見を検討され、町政執行に当たられますようお願いを申し上げます。

さて、本6月定例会が我々議員の任期中の最後の定例会となります。

過去4年間を振り返りますと、東日本大震災から8年が過ぎ、復興計画に若干のおくれがあったものの、執行部の努力により、須賀漁港水門整備事業も本年度完成に向けて進捗をしております。町民の安全・安心の強化が着実に進展をしております。

また、平成29年10月には、昭和42年10月に町制を施行してから50年の節目を迎えることができました。さらに、昨年3月には、20年間の長きにわたり町政のかじ取りを担ってきた鈴木町長から若さあふれる熊谷町長へ町政運営のバトンが手渡されました。

議会においては、前任期から引き継いだ議会活性化に取り組み、常任委員会活動の充実及び議論強化を図るため、1年間のサイクルで所管事務調査を実施し、4年間で12項目について町長へ政策提言をいたしました。

また、平成28年3月に設置した議員定数及び議員報酬等調査特別委員会における1年半の調

査を経て、平成29年11月に町長へ依頼した議員報酬の見直しについては、特別職給料等審議会の答申を受けて、本定例会において約20年ぶりの引き上げがなされました。

なお、私ごとであります。平成29年7月から務めさせていただいております全国町村議会議長会会長の任期もあと1カ月を残すこととなりました。無事に任務を全うできるのも、議員各位を初め、執行部、議会事務局皆様のお力添えがあつてのことと感じております。心から感謝を申し上げます。

我々議員の任期も、本年9月10日までの残すところあと3カ月となり、町議会議員選挙が8月27日告示、9月1日投開票の日程で行われます。引き続き、選挙に出馬される議員各位の御健闘をお祈り申し上げますとともに、今期をもって御勇退されます議員各位には、くれぐれも御自愛の上、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願いをいたします。

また、執行部各位におかれましては、今後も町民の皆様の安全・安定を図るための諸施策を講じられますよう、お願いを申し上げます。

最後に、町民の皆様を初め、執行部三役、職員の皆様の今後ますますの御隆盛、さらには御健勝、御多幸、御活躍を心から御祈念を申し上げて私の挨拶といたします。ありがとうございました。

続きまして、町長から発言の申し出がありますので、許可をいたします。町長。

○町長（熊谷 大君） 議長のお許しをいただきましたので、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、連日にわたり、慎重なる御審議を賜り、心から感謝申し上げます。おかげさまをもちまして、6月定例会に提案いたしました各議案につきましては、原案どおり御承認をいただき、厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、前回の議員選挙におきまして御当選の榮譽に浴され、以来4年間、町民の皆様代表として、その重責を全うされ、町民の皆様福祉の向上、町政の発展、さらには復興事業に多大な御尽力を賜りました。

この4年間に、利府町は町制施行50周年を迎えました。これもひとえに議員の皆様格別なる御指導と御支援のたまものであり、改めまして敬意を表するとともに、感謝申し上げます。

9月の町議会議員の選挙に立候補されます皆様におかれましては、来る選挙での御健闘をお祈り申し上げ、再びこの議場におきまして町民の皆様代表としてその声を町政に反映していただくとともに、町政発展のために御支援賜りますよう、心からお待ち申し上げます。

結びになります。議員各位の御健勝と御多幸を祈念いたしまして、任期満了の定例会に当たりましての御礼の御挨拶といたします。まことにありがとうございました。

○議長（櫻井正人君） 続いて、副町長から発言の申し出がありますので、許可いたします。副町長。

○副町長（伊藤三男君） 皆様、6月定例会、大変御苦労さまでございました。

私から、退任に際しましての御挨拶を申し上げます。

私、平成19年の7月から副町長に選任されまして、これまで12年間、副町長の任に当たらせていただきました。この間、議会の皆さん初め、多くの方々に温かい御支援を頂戴いたしまして任期を満了することができました。本当にありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

改めて振り返りますと、本当に12年間、全てが夢のようで、感無量のものでございます。特に、任期中、1000年に一度の大災害でありました東日本大震災、また長年の町民の方々の懸念事項でありました文化複合施設の建設、また交差点での施策等、福祉向上のためのいろんな課題があったわけですが、この議場の場で皆さんと議論を交わさせていただきまして本当にいい12年間だったなというふうに改めて感慨を持っているところでございます。

7月からは一町民として気持ちを新たにしまして社会に少しでも役に立つようなことをこれからやっていきたいというふうに考えています。ぜひこれから、たまに散歩とかいろんなのをやっております。どうか見かけましたらば、気軽に声をかけていただければというふうに思います。本当に12年間、ありがとうございました。

最後になりますけれども、議員の皆様、このからの御活躍、そして御臨席されています職員の皆さん、町長さん初め、職員の皆さんのこのからのますますの御健勝と御多幸を御祈念を申し上げます。退任に当たっての私からの御礼の挨拶とさせていただきます。本当に長い間、ありがとうございました。（拍手）

○議長（櫻井正人君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年6月利府町議会定例会を閉会します。

議員の皆様、当局の皆様、御苦労さまでございました。

午後4時19分 閉会

令和元年6月定例会会議録（6月14日金曜日分）

上記会議の経過は、事務局長鈴木則昭が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和元年6月14日

議 長

署名議員

署名議員